

「合併協定書」

協定項目 24-1～協定項目 24-28

男女共同参画推進関係事業について（協定項目24-1）

男女共同参画推進関係事業について、次のとおり提案する。

男女共同参画推進関係事業については、弘前市の例により、合併時に統合する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ 1 / 1

コード	分類	事業	予算	年度	事業名	金額
	F-1-11	1	0		男女共同参画推進事業	

各自治体の取組

自治体	取組内容
弘前市	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画推進の総合調整 男女共同参画推進施設の企画・立契 男女共同参画推進事業実施計画の進行管理 <ul style="list-style-type: none"> ・弘前市男女共同参画推進基本計画 (平成11年度～22年度) ・弘前市男女共同参画推進事業実施計画 (平成12年度～22年度) 関係団体並びに団体等との連絡調整 意識啓発・人材育成 男女共同参画に関する情報収集・提供 男女共同参画推進セミナー(4回) 市内研修推進事業(人材育成)・・・隔年実施 エンパワーメント支援事業(市民企業の支援) 男女共同参画推進事業ステップ講座

*岩木町・相馬村は平成16年度の自主事業なし。国・県事業の登録用パンフレットの配布やボスターの招出、セミナー・講演会への参加呼びかけを実施。

取組	調査方針	具体的調査内容
<p>・新市総合計画に基づく新たな基本計画等の検討が必要。</p> <p>① () 実行どおり新市に引き継ぐ。 ② (○) (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 ③ () () ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()</p>	<p>調査方針</p>	<p>・新市の総合計画に基づき、男女共同参画推進基本計画を策定する。 ・時期は概算年度のある弘前市の例による。 ・調整が妥当な事業は終了年度までそのまま継続(国庫等の課題など)、セミナーなど拡大対応可能なものは調整して新市を対象に実施。 ・新規は新市を対象に初年度から調整。</p>

姉妹都市・国際交流関係事業について（協定項目24-2）

姉妹都市・国際交流関係事業について、次のとおり提案する。

交流事業については、現行どおり新市に引き継ぎ、原則として対象範囲を新市全体に拡大する。

なお、合併後の事業の実施状況を踏まえ、平成20年度をめぐりに見直しする。

平成17年1月16日提出

弘前・岩手・栢馬市町村合併協議会会長 金 沼 隆

再務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	企画

分類	事業	年度	事務事業名
F-1-12	1	0	姉妹都市事業

各自自治体の現況

弘前市と岩手町の姉妹都市等事業の実施状況は、次のとおりである。

市町村名	締結年月日	提携先	提携の種別
弘前市	昭和58年2月12日	北海道斜里町	友好都市
	平成3年11月25日	群馬県尾島町	友好都市
岩手町	平成4年1月22日	北海道美瑛町	姉妹都市
	平成5年6月4日	アメリカ合衆国オレゴン州ミルウォーキー市	姉妹都市

課題	調整方針	長期的調整内容
<p>従来の市町村で実現されていた姉妹都市関係は、各自治体間で出揃えと調整をし、所定の承認を必要とする。特に国内の場合、相互市町村において市町村合併が想定されることから、姉妹都市・友好都市の締結については、新市において市民や市民団体の意見を踏まえながら、個々の新市について時間をかけて判断する必要がある。</p>	<p>① 〔 〕 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② 〔 〕 〔 〕 の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ 〔 〕 〔 〕 の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ 〔 〕 (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ 〔 〕 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ 〔 〕 (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ 〔 〕 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ 〔 〇 〕 その他(事業については新市に引き継ぎ、合併後平成20年度をめぐりに再編する。)</p>	<p>交流事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、原則として対象範囲を新市全体に拡大する一方で、事業規模は実質従前の予算内で行う。 ① 〔 〕 合併後の事業の買掛状況は別途見直しする。 ② 〔 〇 〕 平成20年度をめぐりに見直しする。</p>

広報広聴関係事業について（協定項目24-3）

広報広聴関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 広報紙の発行回数は1日と15日の月2回とし、規格はA4判とする。
- 2 配布方法については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

市務事業調整案

ページ 1/1

コード	分類	事業	措置	事業事業名
	F-1-16	2	0	広報（広報紙の発行）
専門部会名 広報広聴				

各自治体の現況

発行	弘前	岩手	相馬	合計	
				発行	発行
発行	月2回 (4・15日)	月2回 (1・15日)	月1回 (10日)		
サイズ	AプロイF	A4判	A4判		
部数	62,500	4,050	1,350		67,900

弘前	岩手	相馬
印刷業者が町会配 布担当者へ配達後、配 布担当者から町会へ配 布して、町会長、庶長を 経て各戸へ配布する。	印刷業者が町会ごと に届出して投函に投入 後、職員が各町会へ配 布し、町会長、庶長を 経て各戸へ配布する。	印刷業者が各地区ご とに届出して投函に納 入後、宛先課から各地 区行政連絡員、庶長を 経て各戸へ配布する。

課	課	具体的調整内容
課	課	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () 合併時に再編する。</p> <p>⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ (○) その他(右記のとおり)</p>
<p>紙面サイズと発行回数等を市町村によって異なる</p>		<p>・ A4判サイズの紙面で月2回(4・15日)発行する</p> <p>・ 配布方法については、平成20年度をめぐりに再編する</p>

住民活動関係事業について（協定項目24-4）

住民活動関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 町会組織については、現行どおり新市に引き継ぐ。
ただし、町会連合会組織については、合併後統一するよう調整に努める。
- 2 地域交流センターの管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ

1/1

専門部会名

住民生活

事務事業名

0-1-26 1 0 自治会組織(町会、町会連合会等)

各自治体の現況

1. 組織比較

区分	弘前市	岩木町	和紙村
自治会の名数	町会	町会	地区
自治会数	303	23	15
自治会加入率	80.77%	97.65%	ほほ 100%
連合会組織の有無	有	有	なし

2. 私前市と岩木町に町会連合会組織がある。その事務局は弘前市は連合会の専任職員(3名)が行っているが、岩木町は連合会組織があっても、その事務局は行政が行っている。

取 組

1. 自治会の名称・加入率が異なる。
2. 私前市と岩木町は、連合会組織を有している。

調整方針

- (○) 現行どおり断南に引き継ぐ。
① () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
② () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
④ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
⑤ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
⑥ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
⑦ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
⑧ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。

具体的調整内容

1. 個々の自治会については組織の統一性を図る必要性がないため、現行どおり断南に引き継ぐ。
2. 連合会組織については、合併時は現行通り断南に引き継ぐが、公共財団体であり合併後は統一するよう調整に努める。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	住民生活

コード	分類	事業	枚数	事業課名
	W-1-24	2	0	地域交流センター

各自治体の現況

設置数	弘	前	出	本	相	風
設置数		6		-		-
使用料		○		-		-
管理運営		委託		-		-

○地域交流センター

(参考)
 1 管理運営
 【事業内容】
 世代間の交流、高齢者に対する生きがいづくりや保健福祉の向上を図るため、次に掲げる業務を行う。
 ①高齢者と児童等世代間の交流、健康づくり
 ②伝統的工芸・行事の伝承
 ③高齢者の生きがいづくり
 ④地域住民の交流
 ⑤児童の健全育成
 ⑥その他の事業
 【管理運営の委託】
 交流センターの管理運営については、公共的団体に委託している。
 【施設の維持管理】
 施設の老朽化に伴う修理工事や修繕工事等については、市が実施する。
 【施設出賃料】
 有り

課題	調整方針	具体的調整内容
弘前市のみ設置している。	<p>① (○) 専行どおり弘前に引き継ぐ。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>⑤ () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)までに廃止する。</p> <p>⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () () その他()</p>	弘前市のみ設置しているが、現行どおり弘前に引き継ぐ。

情報化関係事業について（協定項目24-5）

情報化関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 新市の庁舎間や公共施設を高速ネットワーク網で接続し、施設予約やインターネットを利用できる環境整備を進める。
- 2 小中学校間を結ぶ高速ネットワーク網を整備し、学習や学校間の交流に利用できるようにする。

平成17年1月16日提出

弘前・岩手・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	総務システム

科目	分 期	事業	枚数	事務事業名
	G-1-2	11	0	地域公共ネットワーク

香 自 治 体 の 現 況

本庁と公共施設を結ぶ回線の種類

私商市	若木町	相馬村
当施設：アナログ専用回線 市民センター：アナログ専用回線 ・ 別公民館：SDN回線 その他：高速回線	保健福祉センター等：アナログ専用回線 中央公民館：高速回線 その他：SDN回線	老人福祉センター：高速回線 その他：SDN回線

(注) 回線種別：高速回線>1SDN回線>アナログ専用線

調 査 区	調 整 方 針	具体的調整内容
各市町村においては、公共施設間を接続する公共ネットワークの整備状況に差異がみられる。津原町等や成田町等、施設の利用頻度が高いためネットワーク整備が急務となる。	① () 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② () () の順により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の順により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他(右記のとおり)	新市の一括性を確保するため、計画的にネットワーク整備を進めていくものとする。 合併推進やかに、新市の存立間や公共施設を高速ネットワーク網で接続し、施設予約やインターネットネットワークを利用できる環境を整える。 さらに、新市全域において小・中学校間を結ぶ高速ネットワーク網を整備し、各種の学習や学校間の交流に利用できるようとする。

交通関係事業について（協定項目24-6）

交通関係事業について、次のとおり提案する。

地域住民の生活にとって不可欠なバス路線に対する補助は、現行どおり新市に引き継ぐ。

ただし、利用実態や利用者のニーズなどを基に補助路線の再点検を行い、運行経路や運行本数の見直しを行う。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 潤 彦

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	企画

コード	分類	事業	枝番	事業番号	1/1
	F-1-8	1	0	地方バス路線維持に関すること(国庫補助)	企画

各自治体の現況

【目的】
 通勤、通学、通院、買い物など地域住民生活にとって不可欠なバス需要を確保することを目的とする。

【内容】
 路線バスは、バス事業者だけでは運行維持が出来ないため、広域的かつ幹線的な路線について、国、県、市町村がその運行費に対し補助を行う。

【平成18年度国庫補助対象状況】 (単位：千円)

	対象 系統数	市町村 補助金額	弘前市	岩手町	相馬村
国庫補助対象路線	18系統	15,544	12,228	3,282	34
5年以内の路線	10系統	37,185	15,544	10系統	2系統
5年以上の路線	8系統	18,359	6,684	3系統	1系統

※補助金は、国、県、各市町村それぞれが弘前バス㈱へ直接交付。

課	題	概要	調整方針	具体的調整内容
		<p>現在の国庫補助対象路線は、合併後においても平成18年度中に国庫補助制度の見直しが行われるまで補助対象となる。</p> <p>しかし、市町村には合併によって複数の市町村にまたがらなくなった路線は補助対象にならなくなり新市の財政負担が大きくなる可能性が非常に大きい。</p> <p>現在の補助対象路線数…18系統 うち合併後対象外となりうる路線数…6系統</p>	<p>① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② () () () の別により、(合併時・翌年度) に統合する。</p> <p>③ () () () の別により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () () () (合併時・翌年度) に再編する。</p> <p>⑤ () () () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () () () (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ () () () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () () () () その他()</p>	<p>広域的かつ幹線的なバス路線は、地域住民の生活交通として重要であることから、新市においては現行制度を基本としながらも、財政負担の増減を必要最小限に抑えるため、国の補助制度の見直しに合わせ運行経路や運行本数などの見直しを行い、利用促進を図る。(現時点では、国の補助制度の見直し内容が明らかでないことから、新市になってから検討する。)</p>

事務事業調整案

ページ 1 / 1

事務事業名

企画

専門部署

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

企画

路線バス運行費補助(市町村単独)

各市自治体の現況

【平成16年度の状況】

市町村名	弘前市	岩木町	相馬村
目的	地域住民生活に不可欠なバス路線を確保し、利用者の利便・利便の向上を図る		
内容	各市町村民の生活に必要な路線バスのうち、国・県の補助対象路線以外のバス路線(①)津軽市町村にまたがる路線、②市町村間を運行する路線)の運行を維持するため、その運行に対し市町村が補助する。		
補助対象	10系統	8系統	1系統
乗客数	54系統	1系統	
再委託先	弘前市内路線バス検討協議会		

調整方針

具体的調整内容

平成18年度中に国庫補助制度の見直しが行われ、これと並行して国庫補助は平成19年度以降廃止の予定であることから、現行のままの運行では市町単独補助である路線バス運行費補助は確実に縮減し、新市における財政負担が大きくなる。

- ① 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ② 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ③ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ④ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ⑤ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ⑥ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ⑦ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇
- ⑧ 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

地域住民の生活交通として重要な公共交通であることから、新市においても基本的には現行の市町村内の運行路線を維持しながらも利用頻度や利用者数のニーズなどをとらえ、路線の再点検を行い、運行経路や運行本数の見直しを行う。現時点では、国の補助制度の見直し内容が明らかでないことから、新市になってから検討する。また、全てのバス路線の見直しの際に、各層の意見も聞く機関については、弘前市の例による。

事務事業調整案

ページ 1 / 1
 専門部会名 企画

コード
 分類 事業 数量
 F-1-17 3 0
 名称 生活交通路線維持費補助金（保單控補助）
 事務事業名

各自自治体の状況

※ 各市町村の状況
 異の補助費額に該当する路線を有する市町村に対しての補助であり、事務事業の事業事項に若干の差があるものの目的及び内容には差がない。

【目的】
 地域住民生活に不可欠なバス路線を確保し、利用者の利便・福祉の向上を図る。

【内容】
 路線バスはバス事業者だけでは運行維持が出来ないため、広域的・幹線的で四価補助対象に達する路線バスに對して市町村が補助した場合、その1/2以内の額を県が補助し確保確保する。

【平成16年度補助対象状況】 (単位：千円)

	弘和市	若木町	樺馬村	合計
補助対象路線	4系統	1系統	1系統	4系統
市町村補助金額	8,346	31	68	8,338
(うち県補助金)	3,077	100	235	3,412

64歳 打止

調査 郵便	調査方針	具出前調査内容
<p>現行の制度では各市町村とも差異はない。 しかし、現行制度は1日毎に国の見直しにあわせて廃止の予定であり、新市の財政負担が大きくなる可能性が非常に大きい。</p>	<p>① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()</p>	<p>県単補助路線であり、19年度から廃止予定である。そのため、当初は現行どおり新市に引き継ぐが、財政負担の増加を必要最小限にするため、運行経路や運行本数などの見直しを行い、利用促進を図る。</p>

消防防災関係事業について（協定項目24-7）

消防防災関係事業について、次のとおり提案する。

防災行政無線については、国の動向に合わせ、合併後にデジタル方式による一元化したシステムの整備を図る。

ただし、合併時には、既設無線のリモコン運用により、暫定的に一元化したシステムを活用する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	消防・防災

分 類	事業	技量	事務事業名
X-1-2	20	0	防災行政無線

各自治体の状況

○消防行政無線設備の概要

自治体	同種系			移動系			
	用局	遠隔測 機片	屋外派 発子局	要地局	過剰利 用局	車載型 無線	携帯型 無線
弘前市	-	-	-	1	2	14	13
岩手町	-	-	54	1	2	22	0
増穂町	1	1	26	1	2	6	0

※無線設備は、○市町村ともアナログ方式である。
また、各町町村で同種系、移動系ともに周波数が異なる。

調整方針

- ① 現行どおり各市に引き継ぐ。
- ② () () の別により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ () () の別により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () () (合併時・翌年度)に両側する。
- ⑤ () () (合併後、平成()年度をめぐりに両側する。
- ⑥ () () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () () (その他(上記のとおり))

具体的調整内容

防災行政無線については、国の動向に合わせ、合併後にデジタル方式による一元化したシステムの整備を図る。
ただし、合併時には、既設設備のリモコン運用により、暫定的に一元化したシステムを併用する。

同種系用局、移動系用局の周波数は、それぞれ原則として1市町村1波であり、取合が空
調波数の移行にあたっては、合併後1年以内に
移行計画を関係各町議会へ提出する
必要がある。(移行計画については定めない)
国では、平成20年度から28年度をめぐりに、アナ
ログを廃止し、デジタルへ移行する方向で検討
を行っている。

納税関係事業について（協定項目24-8）

納税関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 前納報奨金については、平成18年度に廃止する。
- 2 納税貯蓄組合事務費補助金については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	収入

コード	分類	事業	校番	事業名称
	H-1-1	3	0	前納報奨金

各自治体の現況

前納報奨金の経費率

	弘前市	岩手町	相馬村
平成15年度	0.25%	0.50%	0.50%
平成16年度	廃止	0.50%	0.25%

* 相馬村では、17年度から廃止の方向で検討中。

課 題	調整方針	具体的調整内容
<p>・弘前市では平成16年度より報奨金を廃止しており、新市として報奨金を交付すべきか検討が必要である。 ・なお、報奨金を交付する場合には、交付率の調整が必要となる。</p>	<p>① () 単行および新市に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度) に該当する。 ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに調整する。 ④ () (合併時・翌年度) に両属する。 ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに両属する。 ⑥ (○) 翌年度に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()</p>	<p>・翌年度から廃止とする。 ・その際、岩手町・相馬村については従前の基準により交付する。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	収 納

コード	分 部	事業 番号	事業 科目	事業 名称
	H-1-28	3	0	納税貯蓄組合事務費補助金

<p>・別紙「納税貯蓄組合調べ」のとおり。</p>	
<p>・各自自治体の現況</p>	

理 由	調 査 方 針	具 体的 調査 内容
<p>・組合に対する交付基準が、市町村において差異があり、調整が必要である。</p>	<p>① () 現行どおり新市に引き置く。 ② () () の区により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の区により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (翌年度)に再編する。 ⑤ (○) 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()</p>	<p>合併後、平成20年度をめぐりに再編する。</p>

納税貯蓄組合関係調べ

		弘前市	岩手町	相馬村			
組合数(16.3末)		303	58	14			
対象税(料)	個人住民税(普徴)	○	○	○			
	固定資産税(都府県合)	○	○	○			
	軽自動車税	○	○	○			
	区接税(料)	○	○	○			
	その他	水道料					
事務費補助金	拠拠となる条例・規則・要綱等	納税貯蓄組合事務費等補助金交付要綱	納税貯蓄組合補助金交付規則	納税貯蓄組合奨励金交付規則			
	対象組合規模(人)	10人以上		10人以上			
	組合額(円)		10人未満10千円 20人未満20千円 40人未満40千円 60人未満60千円 100人未満100千円 100人以上300千円	1,500			
	人数割(円)	組合員1人	200	1500(納期内納付者に限り)			
		新規組合員1人	500	3,000			
	世帯割(円)	1世帯		200/完納世帯			
		新規加入世帯					
	1世帯事務費(円)						
	納付書割(円/枚)	15	送付納付書1枚40				
	納付率割	一の納期内納付率	個人市町村民税	5万まで	2.00%	1%(納期内納付率100%の場合0.1%加算)	3%(完納)
				5万超分	1.00%		
			国保料(税)	4万まで	2.00%		
				4万超分	1.00%		
		年内納付額				1.5%(完納)	
	年度内納付額				1%(完納)		
法人に係る市町村民税(申告控除)		0.20%					
年内完納特別奨励金							
その他			遮断地特別奨励金1規10千円				
設立補助金	拠拠となる条例・規則・要綱等	納税貯蓄組合事務費等補助金交付要綱	納税貯蓄組合補助金交付規則				
	補助金交付要件	10人以上					
	組合額(円)	1,000	10人未満10千円 20人未満20千円 40人未満40千円 60人未満60千円 100人未満100千円 100人以上300千円	なし			
	設立時組合員1人(円)	500					
設立時組合員1世帯(円)							
運営補助金	拠拠となる条例・規則・要綱等	補助金等の交付に関する規則	補助金等に関する規則				
	組合割						
	補助金算定基礎額	前年度期限内納付額	予算の範囲内	予算の範囲内			
補助交付率	0.3/1,000						

住民基本台帳・戸籍関係業務について（協定項目24-9）

住民基本台帳・戸籍関係業務について、次のとおり提案する。

- 1 住民基本台帳・戸籍関係の手数料については、岩木町の例により、合併時に統合する。
- 2 窓口時間延長については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 3 総合案内については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 外国人登録関係事務については、合併時に本庁において取り扱う。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

住民基本台帳・戸籍関係手数料について

(単位:円)

手数料名	弘前市	岩木町	柏馬村
身分証明書交付手数料	300	300	300
住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	300	300	400(全員) 300(個人)
住民票の写し(記載事項証明)交付手数料	300	300	300
戸籍の附票の写し交付手数料	300	300	300
その他の証明書交付手数料	300	300	300
住基カード(再)交付手数料	500	500	500
広域交付住民票の写し(世帯全員・個人)交付手数料	300	300	300
印鑑登録証交付手数料	200	300	300
印鑑登録証再交付手数料	200	300	500
印鑑登録証明交付手数料	300	300	300
外国人登録原票の写しの交付手数料	200	300	300
外国人登録原票の記載事項証明交付手数料	200	300	300
住民票の写し(台帳閲覧)交付手数料	200	300	300
戸籍・除籍(改製原)謄抄本交付手数料	450(戸籍謄抄本) 750(除籍謄抄本) 750(改製原)	450(戸籍謄抄本) 750(除籍謄抄本) 750(改製原)	450(戸籍謄抄本) 750(除籍謄抄本) 750(改製原)
戸籍・除籍記載事項証明交付手数料	350(戸籍) 450(除籍)	350(戸籍) 450(除籍)	350(戸籍) 450(除籍)
戸籍届出の受理証明交付手数料	350	350	350
戸籍に係る書頭閲覧手数料	350	350	350



調整表
岩木町の例により合併時に統合する

事務事業調整案

ページ 1/1
専門部会名 窓口業務

コード	分 部	事業	技 術	事業 課 長 名
	J-1-2	4	0	各権証明書交付事務（住民票・記載事項・戸籍の附帯）

<窓口時間延長>

各自自治体の現状

○窓口時間延長

	弘前市	岩木町	相馬村
事務内容	・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・身分証明書 ・住民票記載事項証明書 ・年金受給者要認書の証明 以上の交付事務	・住民票（同一世帯）の写し ・印鑑登録証明書 以上の交付事務	
延長時間	開庁日の午後5時15分から6時	開庁日の午後5時15分から6時	
職員体制	市民課職員3名、時差出勤で対応（フレックス対応）	町民課職員1名と庁内総務課員1名の2名で対応（フレックス対応）	兼業務

現 現	調 査 方 向	具 体 的 調 査 内 容
窓口時間延長については、弘前市と岩木町が実施しており、調整が必要である。	① [] 現行どおり新着に引き続く。 ② [○] (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 ③ [] ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ [] (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [] その他()	弘前市で行っている専任内容を、合併時には岩木町と相馬村においても、同様に取り扱うこととする。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	窓口業務

コード	分 類	事業	校番	出 務 出 発 名
	J-1-14	1	0	総合案内

有 自 治 体 の 現 況

弘前市		岩手町		相馬村
概 要	市役所全体の事務手続き窓口等、各種問い合わせに列する案内	来庁者がどこの課へ行ってよいか、どんな手続きが必要なのか、誘導・指導・案内のサービス提供。	相馬村	
設置場所	1階ロビー正面玄関前	1階ロビー正面玄関前		
職員対応	市民課受付係全職員が交代制で1日担当	総務課職員が午前、午後1週間交替で担当		
業務内容	①届出書、市民課各種証明書の申請書記載指導 ②案内目的に合った行政事務窓口の紹介、案内 ③観光、催し物、送附案内等	①業者への案内 ②身体障害者へのほう助 ③記入者への物品配付（花の券、ごみ収集日カレンダー等関係書類） ④各種イベント等の案内 ⑤毎日の事業、行事の案内、掲示版への記入 ⑥各種パンフレット、リーフレット等の紹介 ⑦各種申請書類の記入指導、一部代筆		総合案内のコーナーは設置していないが、通常の窓口サービスとして主に住民福祉課で事務手続を指導及び案内等を実施している。

備 考	調 整 万 計	具体的調整内容
<p>・総合案内所を設置しているのは、弘前市と岩手町である。</p> <p>・総合案内での業務内容が異なる。</p>	<p>①〔○〕 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>②〔 〕 () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③〔 〕 () の例により、平成()年度をめどに統合する。</p> <p>④〔 〕 (合併時・翌年度)に内転する。</p> <p>⑤〔 〕 合併後、平成()年度をめどに内転する。</p> <p>⑥〔 〕 (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦〔 〕 合併後、平成()年度をめどに廃止する。</p> <p>⑧〔 〕 その他()</p>	<p>・総合案内は、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>・取り扱う業務内容については、新市において検討する。</p>

事務事業調整案

ページ 1/1
 専門部会名 窓口業務

コード	分類	事業	数量	事務事業名
	J-1-5	1	0	外国人登録関係事務

各自治体の状況

	弘前市	岩手町	相馬村
概要	外国人登録は、外国人が居住する市町村が申請窓口となるため、その申請受付を行う事務。	外国人登録は、外国人が居住する市町村が申請窓口となるため、その申請受付を行う事務。	外国人登録は、外国人が居住する市町村が申請窓口となるため、その申請受付を行う事務。
目的	本所に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係分限を明確にし在留外国人の公正な管理を図るため。	本所に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係分限を明確にし在留外国人の公正な管理を図るため。	本所に在住する外国人の登録を実施することによって外国人の居住関係分限を明確にし在留外国人の公正な管理を図るため。
事務手順	①申請受付 ②申請書内容確認	①申請受付 ②申請書内容確認	①申請受付 ②申請書内容確認
登録者数 (H16.3末現在)	832人(38ヵ国)	9人(3ヵ国)	3人(2ヵ国)
記載事項証明 書発行件数	645件	1件	0件

種	要	調整方針	具体的調整内容
外国人登録原簿の管理を3市町村で行っている。	① () 実行どおり新簿に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ (○) その他(本庁において外国人登録原簿の管理と事務を取り扱う。)	①申請受付 ②申請書内容確認 3人(2ヵ国) 0件	・事務効率の向上を図るため、本庁において外国人登録原簿を管理し、事務を取り扱う。 ・岩手町と相馬村の外国人登録者へは、合併前に届知するものとする。

住民生活・防犯関係事業について（協定項目24-10）

住民生活・防犯関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 行政連絡体制については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 2 街灯・防犯灯の設置・管理及び電気料等の補助については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月16日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ

1/1

事務事業名

専門部会名
住民生活

分類

事業

科目

0-1-25 2 0 行政連絡体制

自治体の現況

○補聴内容等比較

区分	弘前市 協力を要する町会に業 務を依頼	若木町 町会長を委 任	相馬村 地区会長を 行政連絡員 として委嘱
連絡体制	—	同じ	同じ
町会長と行政連絡員 の関係	—	同じ	同じ
依託業務の配布	○	○	○
経費負担の配布	○	○	○
業務委託と見込み	×	○	○
職人の確保	○	○	○
行政への協力	○	○	○
報酬 (補助)	町会 1世帯 550円	町会長 1世帯 94,800円 950円 ※特定地域に 加算有り	行政連絡員 1世帯 93,000円 1世帯 3,000円 1人 500円 20円
金額(年額)			

調整方針

課題

- 行政から住民への連絡体制が違ふ。
弘前市：町会からの協力を要し、町会に業務を依頼
他町村：町会の代表者等を行政連絡員等として
首長が委嘱し、業務を依頼
いずれも町会組織を活用し広報紙等の配布など
を実施しているが、対価の支給について報酬(若
木・相馬)と交付金(弘前)の違いがあり、統合す
る必要がある。
依託業務が違ふ。
若木町と相馬村では、住民の意見取りまよめ
業務がある。
- 現行どおり新市に引き継ぐ。
() (弘前市) の制により、(合併時・翌年度)に統合する。
() () の制により、平成()年度をめぐりに統合する。
() (合併時・翌年度)に両属する。
(○) 合併後、平成(20)年度をめぐりに両属する。
() (合併時・翌年度)までに両属する。
() (合併後、平成()年度をめぐりに両属する。
() (合併時・平成()年度をめぐりに両属する。
() その他()

具体的調整内容

行政連絡体制については、平成20年度
をめぐりに再編する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	住民生活

分類	事業	扶養	西 穂 西 農 名
コード	0-1-18	6 0	街灯・防犯灯の設置・管理

各自治体の現状

1. 補助内容等比較

区分	弘前市	岩手町	相馬村
街灯・防犯灯の区別の有無	なし	有り	なし
設置者	○	○	○
町会等	○	○	×
行政	×	○	○
町会等	○	○	×
(注釈)	すべて町会が設置	設置者ごと	全て村が管理

課 題

- 街灯と防犯灯を区別している自治体としていない自治体がある。
- 街灯・防犯灯の設置者が各市町村で異なる。
- 設置後の管理について、各市町村で異なる。

取 組 万 針

- () 現行どおり新市に引き継ぐ。
- (○) (弘前市) の例により、(昭和年度) に統合する。
- () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- () (合併時・翌年度) に再編する。
- () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- () 合併時・翌年度までに廃止する。
- () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- () その他()

具体的取組内容

各市町村で街灯・防犯灯の設置者及び管理方法に違いがあり、統一するには町会等の理解を得るための周知期間が必要なことから、合併の翌年度弘前市の例により統合する。
街灯については、夜間の犯罪及び置換停止を防止するため、東北電力等からの着陸分の外、予算の範囲内において合併後も継続して設置する。
設置後(街)の街灯は、地元の町会と無償の維持管理契約を締結する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	住民生活

コード	分類	事業	枝番	実施年度	名称
	D-1-26	6	0	0	街灯・防犯灯の電気料等補助

各自治体の状況

補助内容等比較		区 分			
		弘前市	岩手町	祖廣村	
電気料補助	補助の有無	○	○	×	
	補助率	ほぼ 100%	3/4		
	備考			全て村で管理	
体積料補助	補助の有無	○	×	×	
	補助率	電気料の5%			
	備考				
その他の団体補助		○	○	×	
内容		・ 銀座街區 会 ・ 西弘駅前 町内街	白沢街路灯 維持組合へ 年13,000円 補助（町設 費2基分）		

課 題	調整方針	具体的調整内容
1. 町会等で負担した電気料・体積料に対して、補助の有無及び補助率の違いがある。 2. 町会等以外の、商店街の街灯を管理する団体に対して、補助の有無の違いがある。	① () 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② (○) (弘前市) の例により、(翌年度) に統合する。 ③ () () の例により、半駐() 年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度) に併合する。 ⑤ () 合併後、平成() 年度をめぐりに併合する。 ⑥ () (合併時・翌年度) までに廃止する。 ⑦ () 合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()	各町村で街灯・防犯灯の電気料及び体積料の補助内容に違いがあり、統一するには新たに町会等の財政負担、町会の理解を得るための周知期間が必要なことから、合併の翌年度弘前市の例により統合する。 行政が設置した街灯については、町会が東北電力と電気料支払契約を結び、支払った電気料金について弘前市の費項に必ず町会に交付する。

環境衛生関係事業について（協定項目24-11）

環境衛生関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 ごみ収集について
 - (1) 可燃・不燃・大型ごみの収集については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
 - (2) 資源ごみの収集については、平成20年度をめぐりに再編する。
 - (3) 収集場所については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 斎場の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 公営墓地の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・栲馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

1. ごみ収集について

	弘前市	延木町	相馬村
1. 可燃ごみ収集回数	週2回	週2回	週3回
2. 不燃ごみ収集回数	月2回	月2回	月1回
3. 大型(粗大)ごみ収集回数	月1回	なし	なし
4. 資源ごみ収集回数	9分別	9分別	9分別
1) その他プラスチック	週1回		
2) かん類	月2回		
3) 無色びん			
4) 茶色びん			
5) その他の色のびん			
6) ペットボトル			
7) その他の紙	月1回		
8) 紙パック類			
9) ダンボール			
5. 収集場所	ステーション、戸別(一部)	ステーション	ステーション

調査案
弘前市の区により翌年度に統合する
平成20年度きめどに再編する
現行どおり新市に引き継ぐ



2. 斎場について

		弘前市	岩手町	相馬村
1. 斎場の有無		有	無	無
2. 斎場使用料				
大人	市内	6,000円		
	市外	10,000円		
小人	市内	4,000円		
	市外	6,000円		
死産	市内	2,000円		
	市外	3,500円		
体の一部胞衣及びこれらに類するもの(10kg毎)		1,000円		
小動物	10kgまで	2,500円		
	10kgをこえるもの	4,000円		
待合室	市内	2,100円		
	市外	4,200円		
3. 料金の支払		斎場窓口		



調整費
<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり新市に引き継ぐ。 ・旧市町村の区域内外で格差のある使用料は、新市の区域の内外の区分とする。

3. 公営墓地について

		弘前市	岩手町	相馬村
公営墓地の有無		有	無	無
1区画 4㎡	区画数	2,122区画		
	区画残数	47区画		
	永代使用料	280,000円		
	管理料	2,410円		
1区画 6㎡	区画数	748区画		
	区画残数	73区画		
	永代使用料	420,000円		
	管理料	3,150円		



調整費
<ul style="list-style-type: none"> ・現行どおり新市に引き継ぐ。

※区画数と区画残数は、平成16年12月末現在の数字

商工関係事業について（協定項目24-12）

商工関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 商業振興イベント補助については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 中小企業事業資金融資については、現行の融資枠（3市町村合算分）を限度に、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 3 商工業活性化利子補給事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 4 信用保証料補助金については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 工場等設置奨励制度については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 6 雇用促進対策については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・裾野市町村合併協議会会長 金 野 隆

事務事業調整案

コード	分類	事業	投資	事業名称	ページ	1/1
	Q-1-	10	0	商業振興イベント補助	専門部分名	新工労働

有自治体の現況

●事業目的 商業の振興と地域の活性化を図るためのイベントに対し、平報費の一部を補助する。

弘前市		岩木町		相馬村	
補助名称	土手町活性化イベント事業補助	市場まつり開催事業補助	岩木夏まつり開催事業補助		
補助交付先	土手町商店街振興組合運営会	弘前市場まつり実行委員会	岩木夏まつり実行委員会		
補助対象事業	土手町商店街の競争力と魅力を高め、地域活性化を図るため実施する「カルチャード」	市場の役割を市民に周知し、地元産品の消費拡大を図るため実施する「弘前市場まつり」	賀田商店街の活性化と地域住民の交流促進を図るため実施する「岩木夏まつり」		
補助金額	補助対象経費の合計額又は、500千円のいずれか少ない額	補助対象経費の合計額又は、500千円のいずれか少ない額	特になし		該当事業なし
補助金額	500,000円	500,000円	2,350,000円		

選 題	調 整 方 針	具体的課題内容
1 商業振興イベントに対しては、弘前市と岩木町で補助を実施しているが、合併後はどうするのか、合併後も継続していく場合、補助金の額はどうか。	①〔○〕、実行どおり新市に引き継ぐ。 ②〔 〕（ ）の例により、（合併時・翌年度）に統合する。 ③〔 〕（ ）の例により、平成（ ）年度までなどに統合する。 ④〔 〕（合併時・翌年度）に再編する。 ⑤〔 〕（合併後、平成（ ）年度まで）に再編する。 ⑥〔 〕（合併時・翌年度）に廃止する。 ⑦〔 〕（合併後、平成（ ）年度まで）に廃止する。 ⑧〔 〕その他（ ）	1 現在実施されているイベントは、地域のイベントとして定着してきており、それぞれ商店街の活性化など商業の振興に寄与していることから、現行どおり補助を継続していくこととする。 2 補助金の額については、定期的に事業効果を検証し、適正な額としていくこととする

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労政

コード	分類	事業	控番	事業番号	事業名
	0-1-1	18	0		中小企業事業資金融資

吾自治体の現況

●事業目的 中小企業等への円滑な資金提供を行うことにより、経営の安定と地元産品の振興を図る。

		融資制度				重	
		協同組合振興資金	中小企業経営安定化資金	協同組合近代化資金	商業近代化資金	工場整備資金	漁業・地場産品協同組合等育成資金
弘前市	特別保証融資		中小企業経営安定化資金				
岩手町	緊急小口融資 特別融資		中小企業近代化資金				
相馬村	緊急小口融資 特別融資						

現 状

- 1 各市町村が有する融資制度の種類はまちまちであり、合併後はどうなるのか。
- 2 同種の融資制度でも融資内容が異なっており、どうなるのか。
- 3 融資のための預託額はどうか。

調整方針

- ① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② [○] (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。
- ③ [] ()の例により、平成()年度をめどに統合する。
- ④ [] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑤ [] (合併後、平成()年度をめどに再編する。
- ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ [] (合併後、平成()年度をめどに廃止する。
- ⑧ [] その他()

具体的調整内容

- 1 3市町村とも実施している「小口融資(弘前市は特別保証融資)」と弘前市と岩手町が実施している「中小企業近代化資金(弘前市は経営安定化資金)」の2融資制度は、ほぼ同内容の融資制度であり、一部異なる返済期間や貸付利率等を弘前市の例により統一し、合併の翌年度には現行の融資枠(3市町村合算分)を総額に、新市の区域を対象とする制度として整理していく。
- 2 弘前市のみ実施している4制度は、合併の翌年度から新市の区域を対象(地域指定の制度部分は除く)として、現行の融資枠内で併合していく。

専務事業調整案

ページ 1/1
 専門部会名 商工労働

コード	分類	予算	年度	名称
	0-1-1	16	0	商工業活性化利子補給事業

各自治体の状況

●事業目的 中小企業者の近代化と経営の安定化を図るため、制度融資の利子を補助する。

	弘前市	岩手町	相馬村
利子補給対象融資割合	特別保証融資 (小口資金特別融資)		
	弘前市商業近代化資金		
	青森県中小小規模零担 同資金特別保証融資		
市町村独自 融資割合			
貸付 融資割合			
		相当事業なし	相当事業なし

障	障	調整方針	具体的調整内容
<p>1 各市町村の融資制度に対する利子補給は弘前市のみの実施しており、合併後はどうするのか、 2 新市の区域を対象として組織する場合は予算はどうするのか、 3 弘前市では県の融資制度に賛同し利子補給を実施しており、合併後も継続するのか、</p>	<p>① [] () 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② [○] () (弘前市) の例により、(翌年度) に統合する。 ③ [] () () の例により、平成() 年度をめぐりに統合する。 ④ [] () (合併時・翌年度) に再開する。 ⑤ [] () (合併後、平成() 年度をめぐりに再開する。 ⑥ [] () (合併時・翌年度) に廃止する。 ⑦ [] () (合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [] () その他()</p>	<p>弘前市のみ実施している「特別保証融資」の利子補給を新市の区域が見込まれるが、試算した場合、所管額の増加が見込まれるが、試算の結果、現行の予算枠内での実施が可能であり、中小企業への支援効果が高い事業であることから、合併後も新市の区域を対象に弘前市の例により実施していくこととする。 2 弘前市で利子補給している商業近代化資金については、合併後も対象を限定しながら実施していくこととする。 3 県の中小小規模零担同資金特別保証融資の利子補給については、制度が存続する間、新市においても賛同し継続していくこととする。</p>	

事務事業調整案

ページ 1/1
 専門部会名 商工労働

コード	分類	事業	事業	事業	事業	事業
	0-1-1	24	0	信用保証料補助金	信用保証料補助金	

多自治体の現況

●事業目的 県及び市町村の制度融資を受けた中小企業者に対し、事業資金の保証を行い、企業経営の安定に資する。

弘前市	岩手県	相馬市
特別保証融資 (小口資金特別融資)	特別保証融資 (小口資金特別融資)	
町民中小小売業者 信用資金特別保証融資	町民中小小売業者 信用資金特別保証融資	
創業支援資金特別融資	創業支援資金特別融資	
市町村融資 保証料制度	市町村融資 保証料制度	相当事業なし
保証料制度	保証料制度	相当事業なし

課題	調査方針	具体的調査内容
<p>1 弘前市で実施している特別保証融資(小口資金特別融資)の保証料補助について、合併後はどうなるのか。</p> <p>2 新市の区域を対象として継続する場合、保証料補助はどうか。</p> <p>3 県の融資制度である2階級の区域料補助を新市においてどうするか。</p>	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② (○) (弘前市) の例により、(翌年度) に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をのどに統合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度) に移行する。</p> <p>⑤ () (合併後、平成()年度をのどに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ () (合併後、平成()年度をのどに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	<p>1 弘前市のみで実施している「特別保証融資(小口融資)」に対する保証料補助を新市の区域を対象として継続した場合、所管職の増加が見込まれるが、試算の結果、現行の予算枠内での実施が可能であり、消化率が高い。融資の保証料補助は中小企業への支援効果が高い事業であることから、合併後においても新市の区域を対象に弘前市の例により実施していくこととする。</p> <p>2 県の融資制度である2階級の保証料補助については制度が存続する間、新市においても賛同し継続していくこととする。</p>

事務事業調整案

ページ 1/1

コード	分類	事業	数	事業	名称	項目	名称
	0-1-1	31	0	工場等立地奨励制度		工場等立地奨励制度	商工労働

各自治体の現況

●事業目的 工場等の立地を促進するため、一定の要件を満たす企業に対し、優遇制度により側面支援する。

	弘前市	岩手町	相馬村
奨励制度	立地奨励金	○	
	雇用奨励金	○	○
	優遇税制	○	○
	その他優遇制度 (軽減、減力)		○

○ = 制度有り

課 区	調整方針	具体的調整内容
1	<p>各市町村とも工場等を立地促進するための奨励制度を有しているが、市町村により有する制度の種類に違いがあり、合併後はどうするか、 同課の奨励制度についても、対象となる地域や償還率、条件、期限、要件及び内容がまちまちであり、どうするか。</p>	<p>新市の都市計画区域指定の動向などを注視しながら、工場等を誘導・吸引していく地域、優遇制度の追加や平成20年度を目処に新市に対応した奨励金制度を整備することとする。</p> <p>なお、この場合において適用中の各市町村の制度については、適用期間が経過するまで経過措置を講ずることとする。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	商工労働

コード	分類	事業	数量	事業名称
	G-1-4	1	0	雇用促進対策

各自治体の現況

●事業目的 雇用奨励金の交付と雇用対策協議会の運営補助をすることにより、地域経済の発展と雇用の安定を図る。

弘前市		岩木町		相馬村	
【雇用奨励金制度】					
奨励金名称	国産者雇用奨励金	新規高卒新就労促進雇用奨励金	岩木町雇用奨励金		
交付対象者	除害者	40～59歳	30歳未満		
奨励金内容	雇産者等者 月額 12,000円 その他除害者 月額 6,000円	月額 70,000円	事業所の常用雇用者が 増員の場合 年間 200,000円 増減の場合 年間 100,000円		該当事業なし
交付期間	1年間	1年間	1年部		

【雇用対策協議会補助】	弘前市	相馬村
補助金交付先・補助額	弘前地区雇用対策協議会 250,000円	該当事業なし

課	題	御 査 方 針	具 体 的 取 組 内 容
1	雇用奨励金は弘前市と岩木町で制度化されており、新市町とも現行制度を維持していきたい意向である。雇用奨励金を合併後も実施する場合は、どのような内容とするのか。	① () 現行どおり原市に引き継ぐ。 ② (○) (弘前市) の例により、平成()年度に匹合する。 ③ () () の例により、平成()年度に匹合する。 ④ () (合併時・翌年度) に再掲する。 ⑤ () 合併後、平成()年度に匹合する。 ⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度に匹合する。 ⑧ () その他()	1 岩木町の制度を新市の区域で適用した場合、相当額の財政支出が予想されるため、合併後は人数が定められている弘前市の新規高卒者就労促進及び現行の予算枠で対応可能な雇用の区域を対象として実施する。 なお、弘前市の中高卒者の雇用奨励金は17年度、新規高卒者の雇用奨励金は18年度で終了するため、終了後は雇用状況を踏まえ、新たな雇用対策を検討することとする。 2 雇用対策協議会に対する補助金は、弘前市のみで実施しており、合併後も現行どおり新市に引き継ぐこととする。

観光関係事業について（協定項目24-13）

観光関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 観光関係行事、イベントについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
ただし、平成20年度をめぐりに、事業内容及び補助金、負担金等について見直しする。
- 2 温泉利用施設及び観光施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
なお、新市において、効率的な管理運営方法を検討する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩手・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門庁名称	観光物産

コード	分 題	事業	校番	事業年度	事業名称
	0-1-2	1 1 5	1 2 0		観光関係行事、イベント

各自治体の状況

市町村	弘前市	岩手町	相馬村
観光関係行事・イベント	弘前さくらまつり	レッツウォークお山参詣	星まつりインソウま
	大仏公園さくらまつり	青森県岩手町全国風船揚げ大会	ろうそくまつり
	弘前ねぶたままつり	青森県ジュニアアerialペンスキー大会	
	弘前稲藁と瓦葺まつり	津軽山梨全国大会	
	漁獲の食と産廃まつり	岩手山道越ジャイアントスラローム大会	
	つがるーあどの祭り	岩手山巨木の匠音楽祭	
	弘前城音囃会まつり	チャレンジヒルクライム岩手山	

※ 各観光関係行事・イベントの実施概要及び補助金等交付先、平成16年度交付見込額については、「別紙」のとおり

理 由	調 整 方 針	具体的調整内容
地域固有の観光関係行事やイベントは継承していく必要 があるものの、事業内容や補助・負担金等を見直し・検討 する必要がある。	<p>① [○] 恒行どおり断りに引き続く。</p> <p>② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐり統合する。</p> <p>④ [] 合併時に再編する。</p> <p>⑤ [] 合併後、()年をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [] 合併時までには廃止する。</p> <p>⑦ [] 合併時までには廃止する。</p> <p>⑧ [] その他()</p>	観光関係行事、イベントは、恒行どおり新市に 引き続く。 ただし、平成20年度をめぐりに、事業内容及び 補助・負担金等を見直し・検討する。

「観光関係行事、イベント」の実施概要及び補助金等交付先、平成16年度交付見込額

市町村	観光関係行事・イベント	主催者	概要	関連行事等	補助金等交付先	交付金額(千円)
弘前市	弘前さくらまつり	弘前市、弘前観光協会、弘前商工会議所	国指定史跡弘前公園内の桜を欣賞できよう、夜間特別開灯の設置や津軽民謡等イベントの開催、露店の開設等を行う	津軽五大民謡大会 弘前城ミステリアスナイト さくらまつり演奏会 さくらまつり交通対策	徳興新聞社 東奥日報社 弘前観光協会 さくらまつり交通対策委員会	500 700 1,200 2,500
	大仏公園さくらまつり	弘前市	史跡石川城跡において、講演、手踊り、民謡、登山、親子、カラオケ大会などを実施	—	石川町会	150
	弘前ねぶたまつり	弘前市、弘前観光協会、弘前商工会議所	国の重要無形民俗文化財に指定されている「ねぶたまつり」は、8月1日から7日まで市内を60回以上回るねぶたが練り歩く	製作、運行委員会 ねぶたまつり運営委員会 イベントの企画・実行	参加団体 弘前観光協会 七季町商店街振興組合連合会	16,049 2,550 200
	弘前城跡と紅葉まつり	弘前城跡と紅葉まつり運営委員会	第2期人形の伝承と秋の紅葉の推進を目的に、弘前城跡博物館を去冬後に新入形や大樽時を設置するほか、イベントを開催	—	運営委員会	20,000
	津軽の食と産物まつり	弘前商工会議所	地域経済を支える小規模事業者に、販路拡大、販路開拓の場を提供する取り組みとして、津軽の中心となる「食」と地元と相付いた「産物」の展示、販売会を実施	—	弘前商工会議所	5,000
	つがる一あどの祭り	つがる一あどの祭り運営委員会	津軽三味線とりんごを基本テーマに、りんごの収穫に感謝するイベント、街かどや居酒屋での津軽三味線街かどライブ、津軽三味線の大合奏会を実施	—	運営委員会	8,000
	弘前城雪燈籠まつり	弘前城雪燈籠まつり運営委員会	市民手作りの雪燈籠を弘前公園内に設置し、メイン会場には大雪像や大凧り台の設置、露店を開設するほか、ゲームやイベントを実施	—	運営委員会	10,000
	レッツウォークお山参詣	岩木町観光協会	国の重要無形民俗文化財に指定されている「お山参詣」の保存継承と観光振興を目的として、レッツウォークお山参詣及びごみ回収ツアーを実施	—	岩木町観光協会	1,500
	青森県岩木町全国規模揚げ大合奏	青森県岩木町全国規模揚げ大合奏実行委員会	全国各地の県民が一堂に会し、部門ごとに競い合う揚げ大合奏の盛り上げを実施	—	実行委員会	420
	青森県ジュニアオールペンムキ大会	岩木スキークラブ	県内小学生のスキー競技力の向上並びに百沢スキー場の利用促進及び冬期観光客の増加を目的として、相別二大回開催を実施	—	岩木スキークラブ	420
岩木町	岩木山遊技ジャイアントスラム大会	県スキー連盟、青森県、岩木町、東奥日報社	スキー競技の普及、選手育成強化並びに百沢スキー場の利用促進及び冬期観光客の増加を目的として、相別に大回開催を実施	—	東奥日報社	420
	津軽山頂全国大会	津軽山頂全国大会実行委員会	津軽民謡と皇族の津軽山頂を広く普及、発展させるとともに、観光振興を目的とし、津軽県民による津軽民謡コンクール、巨大の津軽民謡コンクールを実施	—	実行委員会	170
	岩木山巨木の森音楽祭	岩木山巨木の森音楽祭実行委員会	津軽民謡と皇族の津軽山頂を広く普及、発展させるとともに、観光振興を目的とし、津軽県民による津軽民謡コンクール、巨大の津軽民謡コンクールを実施	—	実行委員会	850
	チャレンジャーヒルクライム岩木山	チャレンジャーヒルクライム岩木山実行委員会	岩木山の自然を舞台とし、地域間交流と観光振興を目的として、県内唯一の自転車登山レースを実施	—	実行委員会	420
相馬市	星まつりインソラマ	相馬市商工会	星の森のロマンチックな夜景を堪能し、ヨサコイコンテストのほかミニライブ、花火打ち上げなどを実施	—	相馬市商工会	6,000
	うそくまつり	相馬市商工会	岩田地区神楽の岩田のちうそくを立て、その流れ具合で岩田の占いの伝統行事であり、空場で、壁つきや岩山越等も実施	—	相馬市商工会	16年度取り止 め (400)

温泉利用施設管理運営

各自治体の概要

区分	温泉町	組織
施設名	アソビの里いわき荘	温泉保養センター
管理運営	(株)岩手有楽園公社	日産養・特別会計
施設日	定例なし	8/13, 12/31~1/8
時間	午前13:00 午後15:00	15:00
料金	午前12:00 午後11:00	9:00
施設設備	温泉浴(ふれあひセンター併設)	
宿泊	個室・本館とも1泊1室	2,100円
大人料金	42,000円以内(要例)	
料金	個室・本館とも1泊1室	1室 1,800円
休憩	本館(国民保養)	
	個室 3,500円以内	
	本館(ふれあひセンター)	
	広間1人当り1,000円以内	
	入浴料1人当り500円以内	
利用時間	7:00~24:00	
入浴料	本館 本館 大人 500円 小学生 250円 幼児 100円 無料	大人 500円 小学生 250円 幼児 100円 (要例: 1人1回1,000円以内)

調査方針

具体的調査内容

① 管理運営形態(運営、社団・財団への委託)は、今後どのようなか検討が必要である。
 ② 使用料、若用料については、算定基準を統一して見直しする必要があるのか、また、減免(優遇)制度などのようにする必要があるか検討が必要である。

- ① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ () () の例により平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時、翌年度)に廃止する。
- ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
 なお、新市において、効果的な管理運営方法を検討する。

専務事業調整案

ページ 1/1
専門部会名 観光物産

専務事業名

観光施設管理運営

各自治体の現状

区分	弘前市	岩手町		旭岡村
管理運営	委託 (社)弘前観光協会 ① 弘前市立観光館・駅前観光案内所・山形展示館 ② 弘前市りんご公園りんごの館	委託 (店) 岩手町旭岡公社 ① 岩手山百沢スキー場スキーリフト ② 岩手山百沢スキー場ロープウェイ ③ 岩手山百沢スキー場レストハウス ④ 岩手町野営場(ケビン) ⑤ 岩手町野営場(陸軍公園)	雇用貸付 岩手町観光協会 ① 岩手町観光物産案内所	町運営予定 ① 岩手トレイルセンター
施設名				(前) 奥七湖のロマンチックピア・モラマ ① 奥七湖のロマンチックピア ・森林浴亲身体験実習館 ・湯天ハウス ・体験学習館 ・テニスコート ・スカイサイクル ・バーベキューハウス ・バタールゴルフ ・ゴーカート ・多目的広場 ・森林科学館 ・天文台 ・スキー場
使用料・利用料	関係のとおり	〃	〃	〃
備考				施設のうち、天文台とスキー場は村運営

課題	課題内容	調整方針	具体的調整内容
管理運営形態(施設、社団・財団への委託)は、今後どのようにするか検討が必要である。 使用料、利用料については、算定基準を統一して見直しする必要があるのか、また、減免(優遇)制度をどのようにするか検討が必要である。	① (○) 銀行どおり新市に引き継ぐ。 ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ [] () の例により、合併後()年をめぐりに統合する。 ④ [] () (合併時・翌年度)に併合する。 ⑤ [] () 合併後、平成()年度をめぐりに併合する。 ⑥ [] () (合併時・翌年度)に併合する。 ⑦ [] () 合併後、平成()年度をめぐりに併合する。 ⑧ [] () その他()	① 銀行どおり新市に引き継ぐ。 ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ [] () の例により、合併後()年をめぐりに統合する。 ④ [] () (合併時・翌年度)に併合する。 ⑤ [] () 合併後、平成()年度をめぐりに併合する。 ⑥ [] () (合併時・翌年度)に併合する。 ⑦ [] () 合併後、平成()年度をめぐりに併合する。 ⑧ [] () その他()	施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。 なお、新市において、効率的な管理運営方法を検討する。

各施設の使用料、利用料等 (下記料金は条例に規定されている額である。)

弘前市	弘前市立観光館	多目的ホール (全日) 15,470円 研修室 (全日) 12,000円 駐車場 (午前8時～午後10時) 30分ごとに100円
	山岸展示館	無料
岩木町	弘前市りんご公園りんごの家	無料
	岩木山菅沢スキー場スキーリフト	大人1回当たり350円以内 小人・老人1回当たり300円以内 (減免) 18歳以下の町民には、申し込みにより無料リフトシーズン券を交付
	岩木山百沢スキー場ロープウェイ	日回券500円
	岩木山百沢スキー場レストハウス	休憩室使用料200円
	岩木町野営場(ケビン)	一種につき30,000円以内
	岩木町野営場(桜林公園)	無料
	岩木トレイルセンター	無料
	星と森のロマントピア	
	・ 鷹林漁業体験実習館	1人1泊 15,000円以内 温水プール1人1回 1,000円以内 大浴場1人1回 1,000円以内
	・ 満天ハウス	宿泊1棟 30,000円以内 休憩1棟 10,000円以内
相風村	・ 体験学習館	宿泊1人1泊 10,000円以内 休憩1人1時間 1,000円以内
	・ テニスコート	1人1時間 1,000円以内
	・ スカイスイクル	1人1回 500円以内
	・ パーベキューハウス	1棟 5,000円以内
	・ バターゴザン	1人1回 1,000円以内
	・ ゴーカー	1人1回 1,000円以内
	・ 多目的広場	1時間 15,000円以内
	・ 森林科学館	1時間 4,000円以内 (体験ルームを占用する場合に徴収する)
	・ 天文台	入館1人 (大人 200円以内 小人 100円以内) 双眼鏡1台 (大人 300円以内 小人 200円以内)
	・ スキー場スキーリフト	1回券 (大人 200円以内 小人 150円以内) シーズン券 (大人 15,000円以内 小人 8,000円以内) (減免) 村内居住者には、リフトシーズン券を5,000円に減免

農林水産関係事業について（協定項目24-14）

農林水産関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 都市と農村の交流事業については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 2 津軽・生命科学活用食料特区については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 3 トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 4 転作団地化支援事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 生産振興総合対策事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 6 振興作物生産対策事業については、平成18年度に再編する。
- 7 りんご性フェロモン導入推進事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 8 土地改良事業の経費の賦課徴収については、弘前市・岩木町の例により、平成18年度に統合する。
- 9 農道水路等改良事業費補助金については、平成18年度に再編する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ 1/1
 専門委員会 農 林 部

コード	分 組	事業 項目	事業 事業 名
	P-1-2	57 0	都市と農村の交流事業

各自給体の現況

【目的】 本市住民に自然あふれる情景を呈出し、農家と消費者との相互理解及び交流を深め、市町村の農業の活性化を図りつつ、農家の収入増を目指す。

【実施市町村】 9市町村で実施

【概要】

区分	弘前市	岩手町	相馬村
行政のかかわり	団体に補助金を交付して、事業を推進する。	行政が募集、申込受付等の事務を行う。	行政として事業を行う。
事業内容	① おおもりカムカム農山漁村ネットワークへの参加 (負担金 100千円) ② アップルリングクラブへの活動補助 (補助金 200千円、平成16年度)	① おおもりカムカム農山漁村ネットワークへの参加 (負担金：00千円) ② 「岩手町出逢い農園」のPR ③ 「おおもりカムカム農山漁村ネットワーク」の募集・申込受付等の事務 ④ 「盛岡マイナー制度」の取組・申込受付等の事務	① おおもりカムカム農山漁村ネットワークへの参加 (負担金 100千円) ② 法議会・研修会(博覧)の開催 ③ 岩手県大学生との交流会の開催

取組

9市町村で実施しているが、推進手法がそれぞれ異なり、民間においても、個人や団体が個々に対応している事例があることから、より効果的な推進手法を検討する必要がある。

調整方針

- ① () 現行どおり新年度に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に再開する。
- ⑤ (○) 合併前、平成(20)年度をめぐりに再開する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

具体的調整内容

都市と農村の交流(グリーン・ツーリズム)事業を推進するための組織作りとそのネットワーク化等を検討し、合併後、平成20年度をめぐりに再開する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部全名	農 林 部

コード	分類	事業	検査	事業名称
P-1-2	P-1-2	63	1	津軽・生命科学活用変容特区

自治体の状況

【目 的】 これまで法律等で全国画一的に定められ、地域経済の活性化の進捗となっている取組等を、特定の地域に限って推進・緩和して地域経済の活性化を図る。

【実施市町村】 弘前市、岩手町

【規制緩和措置の状況】

規制措置	弘前市	岩手町	相馬村	適用
農地の借入方式による民間企業等の農地経営参入	○	○	×	農地法により規制のあった農業経営について、民間企業等に参入を緩和。
農業者や民間企業等による市民農園の開設	○	○	×	市民農園施設設置法及び特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律により規制のあった市民農園の開設について、農業者や民間企業等に関する規制を緩和。
農地の増利取組の下限率値の緩和（10%以上）	×	○	×	農地法による規制のあった農地増利取組の下限率値（90%以上）について、10%以上に緩和。

規 則	調 査 方 針	具 体的 取 組 内 容
相馬村は実施していない。 弘前市と岩手町は実施しているが、規制緩和措置が異なる。	<p>① () 銀行とおおし新市に引き継ぐ。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度)に内編する。</p> <p>⑤ (○) 合併後、平成(20)年度をめぐりに内編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	<p>・平成20年度をめぐりに、規制緩和措置を再編する。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	農 政

コード	分類	事業	柱書	事業名称
P-1-14	62	0	トレーサビリティシステム導入促進対策事業費補助	

各自治体の現況

【目 的】 産地別の生産方法等の情報を消費者に提供し、合理的な選択に資するトレーサビリティシステムの導入を促進するために、有果物の生産履歴のシステム化に取り組む農産団体等へ支援する。

【実施市町村】 弘前市

【事業内容】 トレーサビリティシステム関連情報入出力機器の導入及びシステムソフト開発に列する補助

【補助率】 生産履歴導入支援事業1/2（うち国庫補助金額、財源負担なし）、加工流通・販売履歴導入支援事業1/8（うち国庫補助金額、市費負担なし）

【実施団体】 平成16年度（仮称）有限りんごYS導入協議会 事業費 49,988,000円（うち国庫補助24,598千円）

（参考）平成15年度 弘前石川農業協同組合 事業費 4,672,100円（うち国庫補助2,336千円）

目 録	調整方針	具体的調整内容
弘前市だけが実施している。	<p>①（ ） 県庁どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>②〔○〕（弘前市）の例により、（翌年度）に統合する。</p> <p>③〔 〕（ ）の例により、平成（ ）年度をめぐりに統合する。</p> <p>④〔 〕（合併時・翌年度）に再開する。</p> <p>⑤〔 〕（合併後、平成（ ）年度をめぐりに再開する。</p> <p>⑥〔 〕（合併時・翌年度）に廃止する。</p> <p>⑦〔 〕（合併後、平成（ ）年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧〔 〕 その他（ ）</p>	<p>弘前市のみが実施しているが、今後消費者の安全、安心に対する関心が一層高まることが予想されることから、弘前市の例により、合併の翌年度に統合する。</p>

平務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	水田

コード	分 類	事業	核簿	当 務 事 業 名
	P-1-14	52	0	転作団地化支援事業

各自治体の状況

〔名称〕 弘前市転作団地化等支援事業費補助金

〔目的〕 転作田の連理化及び土地利用集積による生産調整の円滑な推進を図る。

〔内容及び補助金額〕

一定の基準面積を超えて本格的な生産調整に取り組む各地区転作協議会等に対して、団地化に要する経費に対して補助する。
平成16年度決算見込額 (単位：a、円)

区 分	協議会数	補助対象面積	補助率	補助金額
連理化(4ha以上)	7	3,434.11	10,000/10a	3,434,110
連理化(1ha～4ha未満)	14	5,928.91	5,000/10a	2,964,455
土地利用集積(作業委託)	24	5,047.73	3,000/10a	1,514,319
計(協議会数)	31	14,410.75		7,912,884

〔交付先〕

各地区転作協議会等

(事業実施状況)

実施状況	弘前市	忍水町	根岸村
	○	該当なし	該当なし

以 照

弘前市だけが実施している。

調 整 方 針

- ① () 現行どおり断りに引き継ぐ。
- ② (○) (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。
- ③ () ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

具 体的 調 整 内 容

地域水田農家の団地上、弘前市の例により、合併の翌年度に統合する。

事務事業調整案

ページ 1/1
 専門担当名 農林・野菜

コード	分類	事業	年度	事業名
	P-1-2	1	0	生産振興総合対策事業

当自治体の状況

【事務事業の名称】 1. 農業生産総合対策条件整備事業(改植、防霜ファン設置、防風網設置等のハード事業)・・・国50%、県15%、市町村10%：計75%補助
 2. プラントニッポン農産物供給体制度確立事業(ソフト事業)・・・国50%補助

【事業の目的】 農産物の生産から流通までの一貫した産地体制確立のため、推進事業及び低位生産園の確保等を実施する。

平成16年度 農業生産総合対策 条件整備事業	事業実施主体	弘前市	岩木町	相馬村
	補助金額(千円)	弘前市りんご産地推進組合 石川りんご高生産組合	岩木りんご改植組合	相馬わい化推進組合
	一般財源(千円)	80,156	30,750	57,520
	繰上げ率(%)	10%	10%	10%

平成16年度 プラントニッポン農 産物供給体制度確 立事業	事業実施主体	弘前市	岩木町	相馬村
	補助金額(千円)	つがる弘前農協 津軽石川農協	つがる弘前農協	相馬村農協
	一般財源(千円)	602	284	750
	繰上げ率(%)	なし	なし	25%

※関係事務費は、含まれていません。金額については、平成16年度決算見込額。

区	区	調整方針	長期的調整内容
① 国の補助事業であり、吉町村の繰上げは全て10%となっている ② ソフト事業のみ、相馬村が25%の繰上げを実施している。	① 取行どおり新市に引き継ぐ。 ② () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () の例により、平成()年度までに統合する。 ④ (合併時・翌年度)に高橋する。 ⑤ 合併後、平成()年度までに再編する。 ⑥ (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ 合併後、平成()年度までに廃止する。 ⑧ その他()	① 取行どおり新市に引き継ぐ。 ② () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () の例により、平成()年度までに統合する。 ④ (合併時・翌年度)に高橋する。 ⑤ 合併後、平成()年度までに再編する。 ⑥ (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ 合併後、平成()年度までに廃止する。 ⑧ その他()	生産振興総合対策事業は、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、プラントニッポン農産物供給体制度確立事業は、弘前市の例により、平成20年度をめぐりに統合する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	農林・野菜

コード	分類	事業	抜替	事業名称
	P-1-14	16	0	振興作物生産対策事業

着目割合の取組

【事業の目的】

地域の自然条件や特産を生かした新規作物や優良品種の導入により、産量振興を図る。

【事業の内容】

導入作物の種、苗、苗木等に対する補助で、市町村単独事業である。

平成16年度	弘前市	岩木町	相馬村
事業実施主体	【該当なし】	農業者	相馬村農協
補助率		1/3	1/5
補助金額(千円)		116なし 0	1,500
対象作物		野菜・花き	りんご
備 考		新規作物の種及び苗購入 への助成	苗木(村の奨励品種)購入 への助成

※金額については、平成16年度決算見込額。

集 団	調整方針	具体的調整内容
<ul style="list-style-type: none"> ・岩木町と相馬村が実施しているが、補助率等が異なる。 ・岩木町の事業については、16年度実績はないが、17年度以降も事業は続けていく。 ・岩木町の事業主体は、農業者個人である。 	<p>① 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () の例により、平成()年度までに統合する。</p> <p>④ (翌年度)に再開する。</p> <p>⑤ 合併後、平成()年度をめぐりに再開する。</p> <p>⑥ (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ 合併後、平成()年度までに廃止する。</p> <p>⑧ その他()</p>	<p>事業効果を精査しながら、新市における地域特産物の生産振興を図るため、地域の実情に応じた助成制度に再編していくこととする。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	農畜・野菜

コード	分類	事業	核数	事業名称
	P-1-14	72	0	りんご性フェロモン導入推進事業

春日自治体の現況

【事業の目的】
消費者の健康・安全志向に即応したりんご生産を目指し、害虫の防除回数削減につながるりんご性フェロモン剤（交信擾乱剤）の導入普及を図る。
【事業の内容】
りんご性フェロモン剤導入に要する経費に對する補助で、市町村単独事業である。

平成16年度	弘前市	岩木町	相馬町
事業実施主体	弘前市りんご共同防除連絡協議会	岩木町りんご共同防除連絡協議会	相馬町りんご共同防除組合連絡協議会
補助率	1/3	1/3	1/3
補助金額(千円)	1,501	1,326	1,080
補助対象フェロモン剤	コンファューザーR	ハマキコン	ハマキコン

※金額については、平成16年度決算見込額。

講 題	調整方針	具体的問題内容
・補助対象の性フェロモン剤が異なっている。	<p>○ ① 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② (弘前市)の例により、(翌年度)に結合する。 ③ ()の例により、平成()年度をめぐりに結合する。 ④ (合併時・翌年度)に再出する。 ⑤ (合併後、平成()年度をめぐりに再出する。 ⑥ (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ その他()</p>	<p>りんご性フェロモン導入推進事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、補助対象の性フェロモン剤については、地域の実情に応じて検討していく。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	農村整備

コード	分 類	事業	抜番	平 価 率 番 号	事 務 事 業 名
	P-1-1-1	15	0		土地改良事業の経費の賦課徴収

香 自 治 体 の 現 況

〔目的〕 土地改良事業を行う場合に、当該事業に要する経費に充てるため、その事業の施行に係る地域内にある土地につき、土地改良法の規定する賃料を有する者から金銭、夫債又は現品を賦課徴収する。

賦課徴収象限の有無	弘前市	栢馬村
分担金の徴収	徴収している、徴収していない。	徴収している、徴収していない。

弘前市
 【分担金の総額及び賦課基準の決定】
 1. 分担金の総額は、毎年度各事業ごとに当該事業に要する経費のうち、国又は県から交付を受けた補助金の額を除いた額を勘定し、当該年度において決定が定まる。
 2. 分担金の賦課基準は、次のとおり
 (1) 分担金の総額を当該事業の施行に係る地域内にある農地の総面積で除して得た額とする。
 (2) 前号に掲げる算定方法により算出された額は、市況はその面積の施行に係る地域内にある農地の利益を勘定して別にこれを定める。
 栢馬村
 【分担金の総額及び賦課基準の決定】
 分担金の額は、毎年度各事業ごとに当該事業に要する経費のうち国又は県から交付を受けた補助金の額をこえない範囲内において市長が定める。
 相馬村
 【賦課基準の決定】
 賦課の額は、各年度ごとに当該事業に要する経費の内国又は県から交付を受けた補助金額を除いたものをこえない範囲内において市長が定める。

各市町村の賦課基準は右記のとおりである。

課 賦	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
弘前市と栢馬村は分担金を徴収しているが、相馬村は徴収していない。	① () 現行どおり新市に引き置く。 ② (○) (弘前市・栢馬市) の例により、(翌年度) に賦課する。 ③ () () の例により、平成 () 年度をめぐりに賦課する。 ④ () (合併時・翌年度) に再編する。 ⑤ () (合併後、平成 () 年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。 ⑦ () (合併後、平成 () 年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他 ()	弘前市・栢馬市の例により、合併の翌年度に賦課する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	農村整備

コード	分 類	年度	概算	事業名
	P-1-5	5	0	農道水路等改良事業費補助金

香 自 治 体 の 取 扱

【目的】農業用施設の施設改良を行うことにより、農産物の省力化、安定化を図る。

弘前市	岩手町	和馬村
あり	あり	あり
事業主体	団体	村単独
補助率	超過40% 10-水路等 70% 50%	

平成16年度予算見込額
 弘前市 47,690,000円
 岩手町 3,868,000円
 和馬村 1,500,000円

○弘前市の事業別補助率

事業種目	補助対象経費	補助率
かんがい排水事業、田舎整備事業、農用施設改良事業、香土事業、排水排水事業、一般農道整備事業		補助対象経費の100分の10以内
小規模農道整備事業（受益面積207㎡以上、延長100m以上、幅員3m以上）		(1) 補助対象経費の100分の45以内 (2) 補助対象経費の100分の55以内 (3) 補助対象経費の100分の35以内
(1) 施設事業 (2) コンクリートもしくはアスファルト舗装 (3) 登砂利	事業の施行について、また、調査及び計画樹立について必要とする経費（事務費を除く）ただし、当該経費について県から補助金の交付を受けているときは、その補助金に相当する額を除く。	(1) 補助対象経費の100分の40以内 (2) 補助対象経費の100分の70以内 (ただし、前述の広域にあっては100分の50以内)
農業用排水防汚安全施設整備事業		補助対象経費の100分の50以内
(1) 事業費200万円以上、受益面積100ha以上 (2) ため池事業		
調査計画事業		

注 意 事 項	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
弘前市及び岩手町の場合、事業を行う者に対し、事業費の一部を補助しているが、単独事業として実施している和馬村は今後どうするのかわかる。また、弘前市、岩手町は条例により補助率を定めているが、差異があるので調整が必要である。	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② () () の款により、(合併時・翌年度) に適合する。</p> <p>③ () () の款により、平成() 年度をめぐりに適合する。</p> <p>④ () () の款により、平成() 年度をめぐりに適合する。</p> <p>⑤ () () の款により、平成() 年度をめぐりに適合する。</p> <p>⑥ () () の款により、平成() 年度をめぐりに適合する。</p> <p>⑦ () () の款により、平成() 年度をめぐりに適合する。</p> <p>⑧ () () の款により、平成() 年度をめぐりに適合する。</p>	<p>事業効果を精査し、合併の経年度に適正な補助率に再編する。</p>

社会福祉関係事業について（協定項目24-15）

社会福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 福祉事務所については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 2 生活保護については、弘前市の例により、合併時に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	福祉総務

コード	分類	事業	業務	事業名
M-1-1	M-1-1	1	0	福祉事務所事務

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	<p>身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法及び生活保護法に定める援護、育成又は更生に関する事務並びに社会福祉法の施行に関する事務を行う。</p>		
組織	<p>1.福祉総務課 2.児童家庭課 3.高齢福祉課 4.生活福祉課</p>		<p>中南部地方健康福祉子どもセンター福祉部で対応</p>

課	題	調整方針	具体的調整内容
福祉事務所を設置しているのは弘前市のみであり、岩木町、相馬村は県の中南部地方健康福祉子どもセンターで対応している。	<p>① () 現行どおり断市に引き継ぐ。 ② (○) (弘前市)の例により、(合併時)に統合する。 ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に両廃する。 ⑤ () (合併後、平成()年度をめぐりに両廃する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()</p>	<p>調整方針</p>	<p>社会福祉法に基づき、福祉事務所を設置する。 なお、3市町村の窓口業務については、現行のとおり新市に引き継ぐ。</p>

事務事業調整案

コード	分類	事業	校番	事務事業名	ページ	1/1
	M-1-14	4	0	生活保護決定等事務	専門部会名	生活福祉

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
生活保護の決定及び 実施機関	弘前市福祉事務所	中函地方健康福祉こどもセンター福祉部で対応	

課	課 目	調整方針	具体的調整内容
	岩木町、相馬村は県の中函地方健康福祉こどもセンター福祉部が実施機関となっている。	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [○] (弘前市) の例により、(合併時) に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [] (合併時・翌年度) に再編する。</p> <p>⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [] その他()</p>	生活保護は、新市の福祉事務所が実施機関となり、その実施方法は弘前市の例により合併時に統合する。

障害者福祉関係事業について（協定項目24-16）

障害者福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 重度医療制度については、弘前市・柵馬村の例により、平成18年度に統合する。
- 2 福祉読本「心をひらく」については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・柵馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	総務福祉

コード	分類	事業	抜号	事務事業名
	M-1-B	43	0	重症医療制度

各自自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	心身障害者の医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図る。		
対象者	身体障害者手帳1、2級及び3級(3級については年齢、障害に制限あり)の身体障害者手帳所持者・療育手帳A判定・精神保健福祉手帳1級所持者。(本人又は同一世帯の人の所得が一定金額以上の人、生活保護を受けている人及び児童福祉・知的障害者福祉施設に入所されていて医療給付を受けている人は対象とならない。平成16年10月1日からは新規に手帳交付を受けた日に65歳以上の人は対象とならない。)		
所得制限	あり	なし	あり
助成額	保険診療による支払額の自己負担額分 身体障害者3級については、老人医療一部負担金相当額を控除した額 精神障害者については、精神疾患で入院した場合に上限15,000円を控除した額 (平成16年10月1日からは入院時食事療養費は助成の対象とならない。)		
請求の有効期間	診療月の翌月から2年間		

課題	題	調整方針	具体的調整内容
所得制限の適用が異なる。	① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② (○) (弘前市・相馬村)の例により、(翌年度)に統合する。 ③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ [] (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ [] (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [] その他()		弘前市・相馬村の例により翌年度に統合することとし、県補助要綱に基づき所得制限を適用する。

事務事業調査票

ページ 1/1

コード	分類	事業	校番	事務事業名	専門部会名	障害福祉
	M-1-B	27	0	福祉読本「心をひろく」作成配布		

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	児童の頃から福祉の心を育み、ノーマライゼーションを実践できる力を養うこと。		
交付対象者	7つの物語を1冊の本にまとめ、小学校3年生の福祉読本として授業で活用できるように配布する。	未実施	

課題	調整方針	具体的調整内容
弘前市のみ実施している。	<p>① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [○] (弘前市) の例により、(弘前区) に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成() 年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [] (合併時・翌年度) に消滅する。</p> <p>⑤ [] 合併後、平成() 年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ [] 合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [] その他()</p>	弘前市の例により翌年度に統合し、新市の全ての小学校3年の副読本として配布する。

高齢者福祉関係事業について（協定項目24-17）

高齢者福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 老人福祉センターの管理運営については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 2 敬老会事業については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	高齢福祉

コード	分類	事業	番号	事業名称
	M-1-2	1	0	老人福祉センター管理運営

市自治体の現況

区分	弘前市	相馬村	湯木町
目的	老人に対し各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。		
管理運営及び施設費	<p>委託費</p> <p>5ヶ所</p> <p>相馬園、相馬園(市内)</p> <p>12歳以上 個人200円、団体150円</p> <p>6歳以上12歳未満 個人50円、団体40円</p> <p>6歳未満 個人・団体とも無料(市外)</p>	<p>乗客1ヶ所</p> <p>○遠途送迎入浴料</p> <p>大人300円 中人150円 小人100円</p> <p>市内65歳未満の身体障害者100円</p> <p>○林道料</p> <p>(市内) 大人200円 中人150円 小人100円</p> <p>(市外) 大人300円 中人200円 小人150円</p>	
入浴料	<p>市内65歳以上無料</p> <p>市内65歳以上入浴年間104回無料</p>		

事項	概要	相互方針	具体的調整内容
	弘前市、相馬村に老人福祉センターが設置されているが、弘前市が委託、相馬村が直営である。市・村の内外で使用料の設定が異なっている。	<p>① () 現行とおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>⑤ (○) 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	<p>老人福祉センターは、現行とおり新市に引き継ぐが、管理運営及び使用料については、平成20年度をめぐりに再編する。</p> <p>弘前市、相馬村の市・村内外の使用料の統合は新市においては、新市の内外の区分とする。</p>

研修事業調整案

コード	分類	事業校番	研修事業名	ページ	1 / 1
	M-1-21	1 0	敬老会事業	専門部会名	高齢福祉

各自治体の現況

区分	弘前市	岩木町	相馬村
目的	良い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦勞に感謝して良寿をお祝いするために開催。		
対象	市内在住者で75歳以上。	町内在住者で75歳以上。	村内在住者で70歳以上。
事業概要	9月15日の老人の日を中心に市内24地区で開催される「敬老大会」に対し助成を行う。	岩木文化センターで午前10時より式典とアトラクションを開催。	相馬村多目的研修施設「長慶閣」で午前10時より式典とアトラクションを開催。
実施主体	弘前市社会福祉協議会 (補助金を交付)	岩木町 (直営)	相馬村 (相馬村社会福祉協議会へ委託)

課題	題	調整方針	具体的調整内容
対象及び実施主体が異なっている。	<ul style="list-style-type: none"> ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ 	<p>取行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>() の例により、(合併時・翌年度)に既合する。</p> <p>() の例により、平成()年度をめぐりに既合する。</p> <p>(合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>(合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。</p> <p>(翌年度)に廃止する。</p> <p>合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>その他()</p>	<p>社会福祉協議会と協議のうえ、平成20年度をめぐりに、対象及び実施主体を再編する。</p>

児童母子福祉関係事業について（協定項目24-18）

児童母子福祉関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 保育料の徴収基準については、平成18年度に再編する。
- 2 児童館の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 放課後児童クラブについては、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 4 乳幼児医療費給付事務については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 ひとり親家庭等医療事務については、相馬市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	児童母子福祉

コード	分類	事業	枝番	事務事業名
	M-1-4	4	U	保育料徴収基準

各自自治体の状況	
別紙のとおり	

課 題	調査方法	具体的調査内容
保育料徴収基準及び各種軽減措置等について、違いがある。	<p>① [] 現行どおり断りに引き継ぐ、</p> <p>② [] () の例により、(合併時・翌年度)に合わせる、</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに合わせる、</p> <p>④ [○] (翌年度)に両編する、</p> <p>⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに両編する、</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する、</p> <p>⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する、</p> <p>⑧ [] その他()</p>	<p>区分及び軽減措置等は別紙のとおりとする。 なお、随時区分等の具体的な金額は、合併時までに調整する。</p>

事務事業調整案

ページ
1 / 1

コード	分類	事業	施設	事務	事業名
M-1-5	1	0	児童館	児童館管理運営事業	児童母子福祉

各自治体の状況

	弘前市	岩手町	相馬村
目的	児童に健全な遊びをみえて、その健康を増進し、情緒を豊かにすること。		
利用対象児童	すべての児童		
管理運営及び施設費	直営 4か所 委託 13か所	直営 1か所	
費用料(保育型)	あり(4か所)	なし	

問題	調整方針	具体的調整内容
<p>弘前市はるか所を直営、19か所を委託で管理運営している。岩手町は直営で実施しており、相馬村は委託していない。</p> <p>弘前市のなか所の児童館で、費用料(保育型)を徴収している。</p>	<p>① 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② ()の例により、(合併時・翌年度)に賦会する。</p> <p>③ ()の例により、平成()年度をめぐりに際合する。</p> <p>④ (合併時・翌年度)に両掲する。</p> <p>⑤ 合併後、平成()年度をめぐりに両掲する。</p> <p>⑥ (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ ()その他()</p>	<p>合併時は、現行どおり新市に引き継ぐが、管理運営及び費用料については、新市において検討する。</p>

事務事業調整案

ページ 1/1

コード	分	期	事業	数	課	事業	担当者
	4-1-5	3	0	放課後児童クラブ	児童	児童	児童
児童							
児童							

各自治体の取組

区分	弘前市	岩手町	和馬村
目的	保護者が労働等により帰属家庭にいない小学校区児童児童の健全な育成を図るため。		
対象者	原則として小学校1年生から3年生まで		
開設時間	月曜日：下校～概ね17時 土曜日、長期休業：9時～概ね17時	月曜日：下校～概ね18時 土曜日、長期休業：8時～概ね18時	月曜日：下校～概ね17時 土曜日、長期休業：8時30分～概ね18時
要員運営及び経費	要員 16名所 経費 700円	要員 1名所 経費 800円	要員 1名所 経費 800円

課	期	調整方針	具体的調整内容
全戸町で、児童で実施している。開設時間がそれぞれ異なっており、指導員の身分及び報酬も異なっている。		① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () () その他()	合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、開設時間及び指導員の身分と報酬については合併時までには調整する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門担当者	同僚・年金

コード	分類	事業	抜替	事業名称
	K-1-4	1	D	乳幼児医療費給付事務

各自治体の状況

区分	弘前市	岩手町	相馬村
目的	乳幼児の医療費の一部を支給することにより、乳幼児の健康の保持及び増進に寄与し、もって乳幼児の保健及び生可圏接の向上を図る。		
対象者	香取教育就学前児童		
所得制限	ただし、3歳児の園児医療費はなし あり	なし	なし
給付額	0歳～4歳未満児は入院、通院とも保険適用分を給付 4歳以上は入院時の保険適用分を給付		
自己負担	4歳以上入院時1日300円		
請求期限	診療月の翌月から2年間		

課 題	調 査 方 針	具体的調整内容
岩手町、相馬村で過補防要綱に定める所得制限を適用しないで、補助基準外を町・村単独で実施している。	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② (○) (弘前市) の例により、(翌年度) に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成() 年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度) に再編する。</p> <p>⑤ () (合併後、平成() 年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ () (合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	弘前市の例により翌年度に統合し、単補助基準に定める所得制限を適用する。

事務事業調整表

コード	分	項	事業	核費	事務事業名	ページ	1/1
	K-1-4	4	0	ひとり親家庭等医療事務	専門部名	児童母子福祉	

各自治体の状況

区分	弘前市	岩手町	相馬村
目的	ひとり親家庭等の母又は父及び児童の医療費の一部を助成することにより、これらの者の健康の向上に寄与し、福祉の増進を図る。		
対象者	18歳未満の児童を扶養するひとり親家庭の父又は母及び児童と、父母のない児童（児童が18歳に達した年度末まで）。		
所得制限	あり (扶養親に依づく)	なし	あり (扶養親に依づく)
給付額	母又は父 児童	① 保険適用分のうち、延滞期間内に月1,000円を超えた分 ② 保険適用分全額	
請求期限	申請月の翌日から1年間		申請月の翌月から2年間

課 題

岩手町で保険助費額に定めらるる所得制限を適用しないで、補助金外を町単独で実施している。また、請求期限が異なっている。

- ① () 現行どおり新案に引き継ぐ。
 ② (○) (相馬村) の例により、(課年度) に取合する。
 ③ () () の例により、平成() 年度をめぐりに取合する。
 ④ () (合併時・翌年度) に再編する。
 ⑤ () 合併後、平成() 年度をめぐりに再編する。
 ⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。
 ⑦ () 合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。
 ⑧ () その他()

調整方針

具体的な調整内容

相馬村の例により、保険助費額に定めらるる所得制限を適用し、請求期限を2年間とする。

健康推進関係事業について（協定項目24-19）

健康推進関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 乳幼児健康診査については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 2 成人健康診査については、平成18年度に再編する。
- 3 各種がん検診については、平成18年度に再編する。
- 4 各種予防接種については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ

1/1

町 村 委 員 会 名

専門部会名

健康推進

乳幼児健康診査

各自自治体の現況

弘前市		岩手町		相馬村	
乳児健診(前期)	対象 実施方法 実施回数	4か月児 個別健診	3・6・9・12か月児(4回)	2~12か月児(4、7か月を基本)	
乳児健診(後期)	対象 実施方法 実施回数	7か月児 個別健診	集団健診 年10回	集団健診 年6回	
1歳6か月児健診	対象 実施方法 実施回数	1歳6か月児 集団健診 年24回(月2回)	1歳6~8か月児 集団健診 年3回	1歳6~8か月児 集団健診 年4回	
2歳児健診	対象 実施方法 実施回数	未実施 (子育て教室・乳幼児訪問子育て対応)	2歳2~4か月児 巡回健診(2歳児健診健診の併設) 年3回	2歳3~6か月児 集団健診(1歳6か月児健診に併設) 年4回	
3歳児健診	対象 実施方法 実施回数	3歳6か月児 集団健診 年24回(月2回)	3歳2~4か月児 集団健診 年4回	3歳0~6か月児 集団健診 年2回	
2歳児歯科健診	対象 実施方法 実施回数	2歳6か月児 個別健診	2歳2~4か月児 集団健診 年3回	2歳3~6か月児 巡回健診(1歳6か月児健診に併設) 年4回	

課 題

3市町村とも自己負担はないが、対象月齢、実施方法、実施回数に違いがある。

取 組 方 針

- ① () 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② (○) (弘前市)の例により、(翌年度)に統合する。
- ③ () ()の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に統合する。
- ⑤ () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

具体的調整内容

合併の翌年度に、乳児健診及び2歳児歯科健診は弘前市の例により個別健診とする。1歳6か月児健診及び3歳児健診は弘前市の会場での集団健診とし、2歳児健診は廃止する。
自己負担は現行どおり、なしとす。

事務事業調整案

コード	分類	事業	施設	事務事業名	ページ	1/1
	M-1-3			成人健康診査	専門部会名	健康推進

各自治体の現況

「基本健診」、「骨粗鬆症検診」、「肝炎健診」、「女性の健康診査」の4種類の健診を実施している。

(対象者、実施方法、自己負担等の詳細は別紙のとおり。)

課 題	調査方針	具体的調査内容
女性の健康診査は、弘前市のみ実施している。他の健診も対象者、実施方法、自己負担額が異なる。	<p>① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [○] (翌年度)に統合する。</p> <p>⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [] その他()</p>	合併の翌年度に再編し、対象者、実施方法、自己負担額を統一する。 (詳細は別紙のとおり。)

健診関係資料

健診名	項目 市町村	現況				調整方針																		
		対象	対象者数	受診者数	実施方法		対象	実施方法		自己負担金 単位：円														
					会社	医社一括		医社個別	医社一括		医社個別													
												会社	医社一括	医社個別										
N-1-3-6-0 基本健診	弘前市		34,821	15,102	○	○	○	0	0															
	岩木町	40歳以上	8,904	1,267	○			500					○	○	○									500
	相馬村		1,358	776	○			2,000																
N-1-3-9-0 骨粗鬆症健診	弘前市	35歳以上の男女	56,371	1,368								○	○											
	岩木町	20歳以上の女性	4,164	486	○			500																300
	相馬村	30歳以上の女性	2,778	333	○			500																
N-1-3-10-0 肝炎健診	弘前市		15,114	4,849	○	○	○	0																0
	岩木町	40歳以上70歳以下5歳毎	745	246	○			0																
	相馬村		450	200	○			0																
N-1-3-13-0 女性の健診診査	弘前市	18～39歳の女性	5,380	231																				
	岩木町																							800
	相馬村																							

未実施

事務事業調整案

ページ

1/1

コード		分 類	事業 番号	事 務 事 業 名	専門部会名	健康推進
K-1-4				がん検診		
各自治体の取組						
<p>「胃がん検診」、「大腸がん検診」、「肺がん検診」、「乳がん検診」、「子宮がん検診」、「前立腺がん検診」の6種類の検診を実施している。</p> <p>(対象者、実施方法、自己負担等の詳細は別紙のとおり。)</p>						
課 題	調 査 方 法			具体的調査内容		
3市町村とも6種類の検診を実施している。対象者、実施方法、自己負担額が一部異なる。	<p>① () 現行どおり新点に引き続く。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ (○) (翌年度)に所属する。</p> <p>⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>			<p>合併の翌年度に再編し、対象者、実施方法、自己負担額を統一する。 (詳細は別紙のとおり。)</p>		

がん検診関係資料

検診名	項目	対象	対象者数	受診者数	現況				調査方針						
					集団	医療一括	医療個別	自己負担金	対象	集団	医療一括	医療個別	自己負担金		
					単位：円	単位：円	単位：円	単位：円							
N-1-4-9-0 胃がん検診	市町村														
	弘前市		34,821	10,441	○	○	○	1,000	1,000	1,000	1,000	○	○	○	1,000
	岩木町	40歳以上	4,418	1,125	○	/	/	500	/	/	/	○	○	○	/
N-1-4-10-0 大腸がん検診	相馬村		1,585	459	○	/	/	1,000	/	/	/	/	/	/	/
	弘前市		34,821	11,273	○	○	○	500	500	500	500	○	○	○	500
	岩木町	40歳以上	4,644	1,149	○	/	/	500	/	/	/	○	○	○	500
N-1-4-11-0 肺がん検診	相馬村		1,655	547	○	/	/	500	/	/	/	/	/	/	/
	弘前市		34,821	5,174	○	○	○	400	400	400	400	○	○	○	400
	岩木町	40歳以上	4,294	3,418	○	/	/	0	/	/	/	○	○	○	400
N-1-4-12-0 乳がん検診	相馬村		1,641	866	○	/	/	0	/	/	/	/	/	/	/
	弘前市		21,996	5,454	○	/	/	400	400	400	400	○	○	○	700
	岩木町	30歳以上の女性	3,220	732	○	/	/	500	500	500	500	○	○	○	700
N-1-4-13-0 子宮がん検診	相馬村		1,115	467	○	/	/	1,000	/	/	/	/	/	/	/
	弘前市		21,986	7,367	○	○	○	1,000	1,000	1,000	1,000	○	○	○	700
	岩木町	20歳以上の女性	3,078	618	○	/	/	500	500	500	500	○	○	○	700
N-1-4-17-0 前立腺がん検診	相馬村		1,075	285	○	/	/	1,000	/	/	/	/	/	/	/
	弘前市		31,590	2,029	○	○	○	1,500	1,500	1,500	1,500	○	○	○	500
	岩木町	50歳以上の男性	2,499	257	○	/	/	500	/	/	/	○	○	○	500
	相馬村		1,707	165	○	/	/	500	/	/	/	/	/	/	/

事務事業調整案

ページ

1/1

コード	分類	事業	技術	事務事業名	専門部会名	年度
	N-1-6			予防接種		

各自治体の概要

弘前市		送木町		相馬村	
ホリオ	市内50ヶ所	保健福祉センター	集団接種	村務課	個別接種
BCG	指定医療機関	通年	個別接種		
三種混合 麻疹 風疹 日本脳炎	指定医療機関	11～12月	個別接種		
二種混合	集団接種	各小学校		集団接種	小学校
インフルエンザ	指定医療機関	11～12月	個別接種		指定医療機関
対象者、自己負担（インフルエンザが1,000円、他は無料）は3市町村とも同一である。					

課 題	調 整 方 針	具体的調整内容
対象者、自己負担は3市町村同一であるが、接種方法が異なる。	<p>① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [○] (弘前市) の例により、(県等) に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [] (合併時・翌年度) に再開する。</p> <p>⑤ [] (合併後、平成()年度をめぐりに再開する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ [] (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [] () その他()</p>	<p>合併の翌年度に、「BCG」「三種混合」「麻疹」「風疹」「インフルエンザ」は弘前市の例により、個別接種とする。</p> <p>「ホリオ」「二種混合」は現行どおり集団接種とする。</p> <p>自己負担は現行どおりとする。</p>

上水道関係事業について（協定項目24-20）

上水道関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 上水道及び簡易水道料金については、平成22年度をめぐりに再編する。
- 2 上水道及び簡易水道料金賦課収納業務については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 上水道及び簡易水道手数料については、弘前市の例により、合併時に統合する。
メーター使用料については、平成22年度をめぐりに廃止する。
上水道及び簡易水道加入金については、平成22年度をめぐりに再編する。
- 4 上水道及び簡易水道事業認可については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 塚 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会科	上水道

コード	分類	事業	経費	事業名称
	T-1-1	13	C	上水道及び簡易水道料金
	T-1-5	13	0	

各自治体の状況

口徑別料金制採用 単位：円

市町村名	口徑13mm料金			口徑20mm料金		
	10m ²	20m ²	30m ²	10m ²	20m ²	30m ²
弘前市	1,478	3,408	5,438	7,468	1,478	3,438
岩木町	2,200	4,700	7,200	9,700	2,800	5,100
						7,600
						10,100

川径別料金制採用 単位：円

市町村名	一般用			逆減用		
	10m ²	20m ²	30m ²	40m ²	10m ²	30m ²
相馬村	1,700	3,400	5,100	6,800	3,400	5,100
						6,800

調整方針

水道料金に転差がある。
料金体系が異なっており、口徑別制、用途別新の採用がある。

- ① () 単行どおり新市に引き継ぐ。
- ② () () の原により、(合併時・翌年度) に統合する。
- ③ () () の原により、平成() 年度に統合する。
- ④ () (合併時・翌年度) に再編する。
- ⑤ () 合併後、平成() 年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。
- ⑦ () 合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

上水道及び簡易水道料金については、平成22年度をめぐりに再編する。
なお相馬村における特別会計による簡易水道事業については、平成20年度をめぐりに企業公社へ移行する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	上水道

コード	分類	事業	技費	平情事業名
T-1-1	T-1-1	14	0	料金賦課収納業務(簡易水適合等)
T-1-5	T-1-5	14	0	

各自治体の状況

自治体	賦課件数		賦課期間	料金払込	料金賦納方法(単位:%)							
	(単位:件)				納入通知書発行 時期	払込		口座		現金		
	上水道	簡水				JTB 簡水	簡水	七水	簡水	上水	簡水	
弘前市	65,012	2,498	毎月 6日~20日	後計特設発行 (6日~20日)	翌月末	14.2	69.6	78.0	50.4	7.6		
鶴木町	2,554	642	毎月 1日~5日	毎月中旬	翌月末	15.0	58.0	52.3	42.0	2.7		
鶴野村		1,194	毎月 25日~月末	毎月中旬	翌月末		9.2		90.8			

備考	調整方針	具体的調整内容
<p>料金賦課収納業務については、大きな相違はないが、後計の実施期間、納入通知書の配布方法について調整する必要がある。</p>	<p>① (○) 現行どおり配布に引き続く。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に適合する。 ③ () () の例により、平成()年度に適合する。 ④ () (合併時・翌年度)に新調する。 ⑤ () (合併後、平成()年度をめぐり再調する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐり廃止する。 ⑧ () その他()</p>	<p>上水道及び簡易水道料金賦課収納業務については、現行どおり配布に引き続く。 なお、後計の実施期間、納入通知書の配布方法については、合併時まで調整する。</p>

上水道及び簡易水道 手数料、メーター使用料及び加入金

項目	弘前市		岩木町		相馬村	
	工事検査手数料	25mm以下 2,900	25～50mm以下 7,400	50～100mm以下 11,100	100mmを超えるもの 18,500	立上り1本につき 500
指定給水工事業者手数料	10,000		10,000		10,000	
消火栓(私設)使用立会い手数料	1個1回 10分まで 1,100					
各種証明手数料	1週につき 300					
メーター使用料					13mm	70
					20mm	150
					25mm	200
					30mm	300
					40mm	400
					50mm	500
					75mm	800
加入金	13mm	45,000				
	20mm	120,000				
	25mm	210,000				
	30mm	450,000				
	40mm	630,000				
	50mm	970,000				
	75mm	2,350,000				
100mm	4,000,000					

(単位：円)

調整方針

弘前市の例により、合併時に
統合する。

平成22年度をめぐりに廃止す
る。

平成22年度をめぐりに再編す
る。

事務事業調整案

コード	分類	事業	抜番	事業名称	ページ
	T-1-1	32	0	上水道及び簡易水道事業認可	1
	T-1-5	33	0		
				専門部会名	上水道

各自治体の現況

自治体	事業	認可年月日	実施期間	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	計画一人一日最大給水量(ℓ/人)	計画一日平均給水量(m ³ /日)	計画一人一日平均給水量(ℓ/人)	備考
南町村									
弘前市	弘前新水道事業	H6.3.30	H16~25	187,350	92,560	495	74,950	401	
岩手町	岩手町水道事業	H4.6.8	H14~25	11,400	4,850	434	3,860	350	

簡易水道

自治体	事業	認可年月日	実施期間	計画給水人口(人)	計画一日最大給水量(m ³ /日)	計画一人一日最大給水量(ℓ/人)	計画一日平均給水量(m ³ /日)	計画一人一日平均給水量(ℓ/人)	備考
弘前市	東目屋簡易水道事業	H14.3.26	H14~33	2,500	1020	403	725	290	
岩手町	杉山地区簡易水道事業	H15.3.13	H15~17	280	1.3	425	31	325	
	青森簡易水道事業	S56.7.6	H13~17	2,000	796	359	636	318	
	津軽野簡易水道事業	H6.3.24	H7~10	360	685	1,902	431	1,197	
	上野堂簡易水道事業	H14.1.9	H13~14	280	64	308	49	237	
相馬村	相馬簡易水道事業	K9.2.25	H9~17	4,100	2765	676	2074	506	
	藍内地区簡易水道事業	H5.3.31	H12~19	103	28	250	23	200	
	深沢内地区飲用取水施設	S55.11.8	S55~H9	76	19	250	15	200	全計は相馬簡易水道(S55 県へ移管)

調整方針

説明

効果的経営等を考慮し、統合事業計画を策定する必要がある。

- ① (○) 現行どおり新築に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

最終的調整内容

上水道事業及び簡易水道事業認可については、現行どおり新築に引き継ぐ。ただし、平成22年度の料金再編に合わせ、効果的経営等を考慮し、統合事業計画を策定する。

下水道関係事業について（協定項目24-21）

下水道関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料については、平成22年度を
めどに再編する。
- 2 下水道受益者負担金及び農業集落排水事業分担金については、合併時に再編
する。
ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事
業の区域内においては、現行どおりとする。
- 3 水洗化普及促進施策について
（1）報奨金・奨励金制度については、弘前市の例により、合併時に統合する。
ただし、合併前に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排
水事業の区域内においては、現行どおりとする。
（2）貸付金・利子補給金制度については、合併時に再編する。
- 4 指定工事業者審査手数料については、岩木町・相馬村の例により、合併時に
統合し、排水設備工事検査手数料については、合併時に再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ	1 / 1
部門部会名	下水道

コード	分 類	数量	単価	施設	事業名称
U-1-3		2			下水道使用料・悪臭異臭排水処理施設費用
U-1-6		4			

青自給水の現況

1. 料金表

(1) 一般用 (単位：円)

基本料金	弘前市	岩手町	相馬村
0～10 m ³	1,168	1,200	1,200
11～20 m ³	157		
21～30 m ³	164		
31～40 m ³	220		
41～50 m ³	267		
51～60 m ³			
61～100 m ³			
101～150 m ³			
151～200 m ³			
201～500 m ³			
501 m ³ 以上			

従量料 11m³以降 11m³以降
1m³につき 1m³につき
160円 120円

2. 使用水量の認定

20㎡利用した組合の料金 (単位：円)	弘前市	岩手町	相馬村
	2,738	2,800	2,400

弘前市	岩手町	相馬村
(1) 水道水以外の水を使用	(1) 水道水以外の水を使用	(1) 水道水以外の水を使用
(2) 水道水以外の水を使用	(2) 水道水以外の水を使用	(2) 水道水以外の水を使用
(3) 上記(1)(2)を併用	(3) 上記(1)(2)を併用	(3) 上記(1)(2)を併用

(2) 公衆浴場、水泳プール用、冷却用 (単位：円)

基本料金	弘前市	岩手町	相馬村
	1,168	1,200	
従量使用料	11m ³ 以上 60円	11m ³ 以上 22円	なし

課 題

1 料金体系が異なる。
2 水道水以外の水を使用した場合の認定水量が異なる。

調 整 方 針

- ① [] 現行のとおり新市に引き継ぐ。
- ② [] () の例により、(合併時・翌年度) に統合する。
- ③ [] () の例により、合併後() 年度ごとに統合する。
- ④ [] (合併時・翌年度) に再編する。
- ⑤ [○] 合併後、平成()年までに再編する。
- ⑥ [] (合併時・翌年度) に廃止する。
- ⑦ [] 合併後、平成()年度を最後に廃止する。
- ⑧ [] その他()

具体的調整内容

下水道使用料及び汚濁処理料金異議解決使用料については、平成22年度を境に再編する。
なお、弘前市による公共下水道事業及び悪臭異臭排水処理の特別会計については、平成20年度を境に企業会計へ移行する。

事務事業調整案

コード	分類	事業	数量	事業名	ページ
U-1-3	1	0		下水道受益者負担金・農業集落排水事業負担金	1/1
U-1-8	5	0			下水道

自治体の取組

弘前市		岩手町		和馬村
受益者負担金及び分担金の額	公共下水道受益者負担金 市街化区域 55円/㎡ 市街化調整区域 242円/㎡	農業集落排水事業負担金 公共下水道受益者負担金 農業集落排水事業負担金	公共下水道受益者負担金 農業集落排水事業負担金	農業集落排水事業負担金
徴収方法	1 一括納付 2 徴収額を5年に分割し1年分ごとに一括納付 3 1年分を4期に分割して納付	1 一括納付 2 徴収額を5年に分割し1年1回(3月)納付	公共下水道受益者負担金 農業集落排水事業負担金	農業集落排水事業負担金
一括納付期間・金割度	納付前に納付した額×1/150×納付期間に係る月数	当該負担金の額×10/100	—	—

課	23	調整方針	具体的調整内容
公共下水道受益者負担金及び農業集落排水事業負担金割度に違いがある。	<p>① [()] 取組のとおり断りに引き続く。</p> <p>② [()] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ [()] () の例により、合併後()年をめぐりに統合する。</p> <p>④ [(○)] (合併時)に再編する。</p> <p>⑤ [()] 合併後、平成()年をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [()] (合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>⑦ [()] 合併後、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>⑧ [()] その他()</p>	<p>農業集落排水事業負担金</p> <p>公共下水道受益者負担金</p>	<p>下水道受益者負担金及び農業集落排水事業負担金については、合併時に再編する。</p> <p>ただし、合併時に認可された公共下水道事業及び採択された農業集落排水事業の区域については、取組とおりとする。</p>

水洗化普及促進施策について

・報酬金・奨励金制度

	弘前市	岩木町	相馬村
制度の名称	水洗便所改造報奨金	下水道加入促進奨励金	
制度の対象	・処理開始日から1年以内 水洗化工事 25,000円 浄化槽切替工事 15,000円	・処理開始日から3年以内 公共下水道 (1)基本制 設 ・水洗化工事を伴う場 合 定額8万円 ・水洗化工事を伴わない場 合 定額5万円 (2)排水設備工事制 排水設備工事費の 10%相当する額 上記の合計額 限度額15万円	農業集落排水処理施 設 ・水洗化工事をした場 合 定額3万円 ・排水設備工事費の 10%相当する額 上記の合計額 限度額10万円
			計画区域内の事業 は、平成14年度で終了

取替方針
弘前市の例により、合併時 に統合する。 ただし、合併前に認可され た公共下水道事業及び採択 された農業集落排水事業の 区域内においては、現行どお りとする。

・買付金・利子補給金制度

	弘前市	岩木町	相馬村
制度の名称	水洗便所改造専貸付金 (金融機関へ預託している)	下水道加入促進利子補給金 (金融機関へ預託していない)	
制度の概要	水洗化工事 60万円 浄化槽切替工事 45万円 排水設備工事 30万円 貸家、アパート 200万円 無利息の期間 処理開始日から1年以内の工事 (貸家・アパートは年2%以内) 償還回数 60回以内	排水設備工事 80万円 公共下水道 85万円 農業集落排水集落排水事業 80万円 無利息の期間 処理開始日から3年以内の工事 償還回数 84回以内	計画区域内の事業は、平成14年 度で終了

取替方針
合併時に再編する。

指定工事業者審査手数料・排水設備工事竣査手数料について

	弘前市	巻木町	相模村
指定工事業者審査手数料	1件 6,000円	1件 10,000円	1件 10,000円
排水設備工事竣査手数料	排水管内径100mm以下 10mまで 10mを超え10mごとに 500円 1,500円 排水管内径100mm超 10mまで 10mを超え10mごとに 600円 2,000円	1件 2,000円	1件 5,000円



調査方針
巻木町・相模村の所により、 合併時に統合する。
合併時に再編する。

建設関係事業について（協定項目24-22）

建設関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 市道認定について
 - (1) 3市町村の管理する市町村道は、すべて市道として新市に引き継ぐ。
 - (2) 市道の認定基準については、弘前市の例による。
- 2 建設事業用地取得については、現行どおり新市に引き継ぐ。
ただし、単独事業の用地取得については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 3 道路除排雪対策について
 - (1) 道路除雪事業については、平成21年度をめぐりに再編する。
 - (2) 消融(流)雪溜の維持・管理については、平成21年度をめぐりに再編する。
- 4 私道の整備事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調整案

ページ 1 / 1

コード	分 類	事業 番号	事業 名称	ページ	1 / 1
	S-1-2	2 0	市道認定	専門部会名	建設

各自治体の現況

項目	市町村	弘前市	青木町	相馬村	計
1. 認定基準		弘前市市道務総務定基準要綱による。	認定基準未策定	認定基準未策定	
2. 認定基準要綱のポイント		<ul style="list-style-type: none"> ・道路幅員がメートル以上の道路 ・公道に属していること ・道路幅員、重要箇所等の要件により、1級・2級・3級の積算で区分 			
3. 道路延長 (単位は米)	路線数、実延長 1級 { 2級 { 3級 { (その他) 計	路線数 実延長(m) 86 114,460.7 105 118,776.6 2,215 793,939.6 2,438 1,017,176.9	路線数 実延長(m) 21 33,971 20 31,202 303 157,681 344 222,854	路線数 実延長(m) 7 11,682 9 21,581 122 87,136 138 120,399	路線数 実延長 114 160,143.7 134 171,559.6 2,640 1,028,756.6 2,888 1,360,429.9
4. 認定状況	年1回程度、定例議会にて議決を経て、認定	必要に応じて、定例議会にて議決を経て、認定	必要に応じて、定例議会にて議決を経て、認定	必要に応じて、定例議会にて議決を経て、認定	

調 査 題	調 査 方 針	具 体 的 調 査 内 容
現在、弘前市は道路認定基準要綱に基づき、認定基準を行っているが、若米町と相馬村では認定基準は定めていない。	① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② [O] (弘前市)の例により、(合併時)に照合する。 ③ [] ()の例により、合併後()年度をめぐりに照合する。 ④ [] (合併時・翌年度)に併合する。 ⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [] その他()	弘前市の管理する市町村道はすべて市道として新市に引き継ぐ。 市道の認定基準については、弘前市の例により合併時に照合する。

事務事業調整案

ページ 1 / 1
 専門部会名 建設

分 類	事業	年度	事務事業名
コーP	S-i-1	6 0	建設事業用地取得

自治体の状況

	弘前市	若木町	相馬村
補助事業	不動産取得による。 東北地区用地対東洋運輸会の補償金算定標準率による。 支障物件補償基準	不動産取得による。 東北地区用地対東洋運輸会の補償金算定標準率による。 広域処理協評議表による。	不動産取得による。 東北地区用地対東洋運輸会の補償金算定標準率による。 不動産取得による償還価額に基づく。
市町村単独事業	生活道路の整備は、交付による。それ以外は、不動産取得による。 東北地区用地対東洋運輸会の補償金算定標準率による。	東北地区用地対東洋運輸会の補償金算定標準率による。	東北地区用地対東洋運輸会の補償金算定標準率による。
平成16年度決算見込額(千円)	用地費 179,536 補償費 255,635	3,263 0	6,979 40,800

課 題	調整方針	具体的調整内容
支障物件補償基準は、補助事業・市町村単独事業とも、市町村で統一されているが、用地取得単価については、市町村単独事業の場合、3市町村に違いがある。	① (○) 現行どおり市市に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の例により、合併後()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () () その他()	建設事業用地取得については、現行どおり市市に引き継ぐ。 ただし、単独事業の用地取得については、平成20年度をめぐりに再編する。

事務事業調整案

ページ 1/1
 専門部会名 建設

コード	分類	事業	抜番	事業名称
	S-1-3	2	0	道路除雪事業

各自治体の取組

○除雪体制等

	弘前市	岩手町	和原村
出勤基準	午前2時に降雪量が10cm以上に達した時。	午前0時～1時に降雪量が概ね5cm～10cm以上に達した時。	午前0時～1時に降雪量が概ね5cm～10cm以上に達した時。
契約単価	作業延長1km当たり単価。	作業1時間当たり単価。	作業1時間当たり単価。
契約方式	積雪競争入札を基本とする。	随意契約。	随意契約。
区割・委託除雪	直営と委託。(委託が主)	直営と委託。(委託が主)	直営と委託。(直営が主)
小型除雪機貸し出し	40町会 41台		
除雪平車補助金	弘前市パートナーシップ推進制度補助金	岩手町除雪事業補助金	
大型除雪機保有台数	・市有台数 22台	・町有台数 10台。	

○除雪状況及び決算見込額

	弘前市	岩手町	和原村	計
道路除雪	延長(km) 工区数	117.1 37	56.2	939.7 102
歩道除雪	延長(km) 工区数	5.5 1	4.5	115.3 36
凍結防止剤散布	延長(km) 工区数	7.5 1	5.0	33.8 8
直営・委託除雪決算見込額(千円)	520,000	64,967	37,387	717,354
小型除雪機貸し出し決算見込額(千円)	2,544	-	-	2,544
除雪平車補助金決算見込額(千円)	1,000	931	-	1,931

※金額については平成16年度決算見込額

調整方針

長期的調整内容

3自治体の除雪体制について、出勤基準、契約単価、契約方式に違いがある。また、除雪方法でも直営、委託除雪、小型除雪機貸し出しや除雪事業補助金にも違いがある。

- ① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② [] () の例により、(谷原村・翌年度)に統合する。
- ③ [] () の例により、(谷原村)年度をめぐりに統合する。
- ④ [] () の例により、(谷原村・翌年度)に再編する。
- ⑤ [] () の例により、(谷原村)年度をめぐりに再編する。
- ⑥ [] () の例により、(谷原村・翌年度)に統合する。
- ⑦ [] () の例により、(谷原村)年度をめぐりに統合する。
- ⑧ [] () の例により、(谷原村)年度をめぐりに統合する。

道路除雪事業については、谷原村、平成21年度をめぐりに再編する。ただし、その際は、住民サービス、財政負担等を考慮する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	建設

事務事業名

消融 (流) 沼澤の維持・管理

コード	分 類	事業	抜費
S-1-3	5	0	

各口治体の現況

○消融 (流) 沼澤の維持・管理状況

	弘前市	岩手町	和馬村
沼澤 (流) 沼澤の維持・止水堤の修繕等普通管理	管理組合又は 市 (直営・委託), 地産産民,		管理組合又は地産産民,
ポンプ等機械等の管理及び修繕	管理は、管理組合又は市 (委託), 任意は全て市,	管理、修繕とも町,	管理、修繕とも町,
電気料	管理組合に対しては、1/2を補助, その他は、全て市,	町負担,	栗木利金社村, 沼澤河は管理組合, 又は地産産民,

	弘前市	岩手町	和馬村	計
地区数	16	6	6	28
整備延長 (m)	59,209	6,619	2,773	68,606
受電戸数	5,310	270	234	5,814

	委託料	電料料	修繕料	その他	合計 (千円)
平成16年	20,000	—	—	—	20,000
平成17年度	8,630	1,500	267	—	9,767
平成18年度	—	—	—	—	—
平成19年度	—	—	—	—	—
平成20年度	—	—	—	—	—
平成21年度	—	—	—	—	—
平成22年度	—	—	—	—	—
平成23年度	—	—	—	—	—
平成24年度	—	—	—	—	—
平成25年度	—	—	—	—	—
平成26年度	—	—	—	—	—
平成27年度	—	—	—	—	—
平成28年度	—	—	—	—	—
平成29年度	—	—	—	—	—
平成30年度	—	—	—	—	—
平成31年度	—	—	—	—	—
平成32年度	—	—	—	—	—
平成33年度	—	—	—	—	—
平成34年度	—	—	—	—	—
平成35年度	—	—	—	—	—
平成36年度	—	—	—	—	—
平成37年度	—	—	—	—	—
平成38年度	—	—	—	—	—
平成39年度	—	—	—	—	—
平成40年度	—	—	—	—	—
平成41年度	—	—	—	—	—
平成42年度	—	—	—	—	—
平成43年度	—	—	—	—	—
平成44年度	—	—	—	—	—
平成45年度	—	—	—	—	—
平成46年度	—	—	—	—	—
平成47年度	—	—	—	—	—
平成48年度	—	—	—	—	—
平成49年度	—	—	—	—	—
平成50年度	—	—	—	—	—
平成51年度	—	—	—	—	—
平成52年度	—	—	—	—	—
平成53年度	—	—	—	—	—
平成54年度	—	—	—	—	—
平成55年度	—	—	—	—	—
平成56年度	—	—	—	—	—
平成57年度	—	—	—	—	—
平成58年度	—	—	—	—	—
平成59年度	—	—	—	—	—
平成60年度	—	—	—	—	—
平成61年度	—	—	—	—	—
平成62年度	—	—	—	—	—
平成63年度	—	—	—	—	—
平成64年度	—	—	—	—	—
平成65年度	—	—	—	—	—
平成66年度	—	—	—	—	—
平成67年度	—	—	—	—	—
平成68年度	—	—	—	—	—
平成69年度	—	—	—	—	—
平成70年度	—	—	—	—	—
平成71年度	—	—	—	—	—
平成72年度	—	—	—	—	—
平成73年度	—	—	—	—	—
平成74年度	—	—	—	—	—
平成75年度	—	—	—	—	—
平成76年度	—	—	—	—	—
平成77年度	—	—	—	—	—
平成78年度	—	—	—	—	—
平成79年度	—	—	—	—	—
平成80年度	—	—	—	—	—
平成81年度	—	—	—	—	—
平成82年度	—	—	—	—	—
平成83年度	—	—	—	—	—
平成84年度	—	—	—	—	—
平成85年度	—	—	—	—	—
平成86年度	—	—	—	—	—
平成87年度	—	—	—	—	—
平成88年度	—	—	—	—	—
平成89年度	—	—	—	—	—
平成90年度	—	—	—	—	—
平成91年度	—	—	—	—	—
平成92年度	—	—	—	—	—
平成93年度	—	—	—	—	—
平成94年度	—	—	—	—	—
平成95年度	—	—	—	—	—
平成96年度	—	—	—	—	—
平成97年度	—	—	—	—	—
平成98年度	—	—	—	—	—
平成99年度	—	—	—	—	—
平成100年度	—	—	—	—	—

調 査 方 針

各市町村の維持管理初期について、全面的に業務委託している場合と、管理協定に基づき一部を利用組合等の管理による場合があり、現状の維持管理に違いがある。また、管理運営に係る補助金等の取扱いについても違いがある。

- ① () 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度) に統合する。
- ③ () () の例により、合併後()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度) に再編する。
- ⑤ (○) 合併後、平成(21)年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。
- ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

具体的調整内容

3市町村の施設状況を把握し、実態及び地域性を考慮した維持管理の体制を図る期間と、住民へ周知する期間が必要となり、合併時の統一は困難であると思われ、合併後平成21年度をめぐりに統一を図ることとし、利用者負担も検討する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	建設

コード	分 類	事業	扶養	事務事業名
	S-1-1	9	0	私道の整備事業

香自治体の取組

<目的> : 瀬西近以外の道路(私道)において、既設工事等を行うものに対し、工事費の負担をすることにより、道路整備の促進を図り、円滑なる交通と住環境の整備に寄与することを目的とする。

区 分	弘前市	岩手町	和匠村
市町村負担割合	工事費の7/10	工事費の5/10	未定
市町村負担額	16,700 千円	— 千円	— 千円
整備の要否	<p>1. 整備の対象：下記の要件を備えて、公共性のある道路</p> <p>1) 道路の延長がおおむね20メートル以上であること。</p> <p>2) 道路の幅がおおむね4メートル以上であること。</p> <p>3) おおむね5戸以上の住民が利用する道路であること。</p> <p>4) 道路の両端又は一端が舗装された公道等に接続していること。</p>	<p>1. 不要費は、与区道橋等の新設、改修、改良を対象とする。</p> <p>2. 一円以上の受益額は、二倍以上とする。</p> <p>3. 初年度にかかわらず、町長が特に必要と認めらるる費</p>	

取 組	調 整 万 計	具体的調整内容
<p>新市における私道の整備に対する取り組み方を検討する必要がある。</p>	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② (○) (弘前市) の例により、(翌年度) に統合する。</p> <p>③ () () の例により、合併後() 年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度) に再編する。</p> <p>⑤ () 合併後、平成() 年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成() 年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	<p>弘前市の例により、合併の翌年度に統合し、工事費の負担割合については、新市が工事費の7/10を負担し、地元の負担は3/10とする。</p>

都市計画関係事業について（協定項目24-23）

都市計画関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 都市計画区域及び区域区分については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 開発許可における開発指導要綱については、弘前市の例により、合併時に統合する。
- 3 弘前公園の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年1月30日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門別名称	都市計画

コード	分類	事業	技番	名称
R-1-8	2	0		都市計画の策定及び決定に関する事務

各自治体の現況

(単位：ha)

	弘前市	岩木町	相馬村
行政区域面積	27,381	14,625	10,354
都市計画区域面積	12,656	5,241	
市街化区域	2,896	117	
市街化調整区域	9,960	5,124	
都市計画区域外面積	14,725	9,384	10,354

事項	調整方針	具体的調整内容
都市計画区域及び調整区分(線引き制度)をどうするか。	<p>① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② () () の区により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の区により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。 ⑥ () () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () () その他()</p>	<p>都市計画区域及び調整区分については、現行どおり新市に引き継ぐ。 ただし、新都市計画マスタープランの策定時において総合的な土地利用の方針を検討するものとする。</p>

事務事業調整案

コード	分類	事業	技費	事業単量	事務単量	ページ	1/1
	3-1-5	1	0	開発許可制度に関する事務	開発許可制度	専門部会名	都市計画

各自治体の現況

開発許可制度は、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分、いわゆる「線引き制度」を意味するものとして創設された制度である。

区分	開発許可が必要となる領域		開発許可の取扱い
	都市計画区域	その他の区域	
市街化区域	市街化調整区域	開発区域の面積が、10,000平方メートル以上のもの	開発許可の取扱い
市街化区域	市街化調整区域	開発区域の面積が、10,000平方メートル以上のもの	開発許可の取扱い
弘前市	県からの権限移譲による事務	県からの権限移譲による事務	有
岩手町	県への派遣事務	県への派遣事務	有
相馬市	—	県への派遣事務	無

現況	調整方針	具体的調整内容
この業務は、弘前市のみが県からの権限移譲関係であり、その他の自治体は県への派遣業務となっているが、合併後は全県が権限移譲による派遣業務となることから、開発指選要綱については、各自治体において都市計画区域や区域区分の有無、業務がそれぞれ違うこともあり、整合を図る必要がある。	<p>① [] 現行どおり新制に引き継ぐ。</p> <p>② [○] (弘前市) の例により、(合併時) に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [] (合併時・翌年度) に再編する。</p> <p>⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度) に廃止する。</p> <p>⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [] その他()</p>	開発許可における開発指選要綱については、弘前市の例により、合併時に統合する。

事務事業調整案

コード	分類	事業	科目	事業	種	番号	ページ	
	B-1-17						1/1	
弘前公園管理運営事業							専門部名	公園

名目治体の状況

弘前市

- 1 内容： ①都市公園
②児童遊園、植物園、弘前庭、弘前城と有料施設を有し、各層りの会場としての観光施設でもあり、複合施設となっている。

2 主な施設・管理運営・使用料

施設	管理運営(方法・内容)	使用料		従属別従事
		券別	個人/団体	
①弘前庭(本丸・北の郭)	委託：(財)弘前市公園緑地協会 内容：①弘前城入園料の取扱事務 ②夫中(弘前城史料館)・武蔵野林遊所の管理運営 ③弘前城入園者への誘導・案内	歩道券	個人 団体	【入園料の免除】 市内の小中学校がその目的に使用するとき
②弘前庭植物園	委託：(財)弘前市公園緑地協会 内容：①植物園入園料の取扱事務 ②植物園内建物の日常的管理 ③植物園入園者への誘導・案内 ④植物園の植栽の保護・育成	共通券	個人 団体	【入園料の免除】 ・市民で60歳以上・障害者・小中学生・留學生 ・市民以外で市内の障害者施設に入所・通所する障害者 ・市民以外で市内の小中学校に在籍するもの ・市民以外で市内の大学・高校に在籍する留學生 ・上記のうち、介護者が必要な場合の介護人
③レクリエーション広場	委託：市公園緑地課 内容：レクリエーション広場の貸し出し	弘前庭植物園回数券(11枚組)	午前(8時～12時まで) 午後(12時～18時まで) 全日(8時～18時まで)	・弘前市の住民以外の者は、定額の上増しとする。
④庭の相植所	委託：(財)弘前市公園緑地協会 内容：①都市緑化に関する相談、都市緑化の啓蒙 ②集会所・展示室の貸し出し	集会所・展示室は無料		
⑤重要文化財(天守、櫓3、門5)	委託：市公園緑地課 内容：重要文化財の管理			
⑥植物(樹木・草花)	直営：市公園緑地課 内容：樹木剪定、薬剤散布、除草、施設整備等			
⑦職員・他所	委託：警備・清掃・遊具業者 内容：弘前公園の警備、巡回清掃、遊具保守点検			

調整方針

弘前市だけの事業である。弘前公園は、史跡公園、観光名所としての役割を担っており、他の都市公園と調整を図ることは難しい。管理運営については、効率的な方法を検討する必要がある。	<p>①(○) 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>②() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>③() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>④() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑤() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑦() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑧() () の例により、平成()年度をめぐりに再編する。</p>	<p>弘前公園の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>使用料の課税等、遊歩道の市内外の区分は、新市の内外の区分とする。</p>
--	---	---

学校教育関係事業について（協定項目24・24）

学校教育関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 奨学金制度については、平成18年度に再編する。
- 2 就学奨励費補助事業については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 すくすく子育て支援事業については、平成18年度に再編する。
- 4 小・中学校の就学区域については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 5 通学費助成及びスクールバスの運行については、平成20年度をめどに再編する。
- 6 要保護・準要保護児童生徒の就学援助については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 7 中学生国際交流事業については、合併後、新市において交流内容について検討する。
- 8 学校給食については、現行どおり新市に引き継ぐ。
 ただし、合併後、新たに学校給食センターを建設し、対象を全中学校へも拡大するとともに、自校方式の学校については、段階的にセンター方式へ移行する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

奨学金制度について

項 目	弘前市	岩手町	相馬村
名 称	弘前市奨学金	岩手町奨学金	相馬村奨学金
交付の目的	優秀な高等学校相当以上の学校に在学する者で、有用人材を育成する。	在学するもので経済的な理由によって就学が困難な者に奨学金を交付し、有用な人材を育成する。	在学するもので経済的な理由によって就学が困難な者に奨学金を交付し、有用な人材を育成する。
対象者	①市及び周辺地域に所在する高等学校以上の学校に在学する者 ②市に住所を有し成績の優秀な者 ③経済的理由により修学困難な者	①町に住所を有する者の子弟で、大学若しくは高等学校に在学する者 ②経済的理由により修学困難な者 ③志望堅固で身体健康かつ学業成績優秀な者	①町に住所を有し、成績の優秀な者 ②経済的理由により、就学困難と認められる者
交付方法	7,000円 13,000円	10,000円以内	15,000円
交付時期	25,000円	20,000円以内	30,000円
交付方法	正課奨学期間 書類審査	正課奨学期間 書類審査	正課奨学期間 書類審査
選考方法	書類審査	書類審査	書類審査
選考条件	有	有	有
所得条件	有	有	有
学力基準	有	有	有
学校卒業	有	有	有
選考方法	書類審査 教育委員会	書類審査 教育委員会	書類審査 教育委員会
決定機関	学校長・校長・口庄振込係	口庄振込	口庄振込
交付方法	在学後1年 10年以内	在学後1年 就学期間と同期間内	在学後1年 10年以内
償還期間	在学後1年 10年以内	就学期間と同期間内 銀行等・農協	銀行等・農協
返済方法	月賦・半年賦 月賦・半年賦	半年賦可 15名	半年賦可 22名
16年度貸付学生数	24名	15名	22名
16年度償付済見込額	4,824千円	3,060千円	7,200千円



奨学金制度については、下記の方針を基本として、平成18年度に再編する。対象学校は、岩手町・相馬村の例による。貸与月額、3市町村の平均額を目安として、合併時まで調整する。

新市(調整方針)

専務事業調整案

コード	分類	事業	番号	事業名称	ページ	1/1
	V-1-26	2	0	就園児保育補助事業	専門部会名	学校教育

新自治体の現況

○ 私立幼稚園補助事業 (国家補助事業であり、事業内容は3市町共通)

【事業目的】

幼稚園に就園している園児の保護者に対し、幼稚園の保育料を減免し、経済的負担を軽減することによって、就園を奨励する。

【概要】

写楽市町村に住所を有する園児の世帯において、当該年度の住民税の課税状況に応じて保育料等の減免を行う。

【対象者及び交付額】

(1) 公立幼稚園 (園児者が支払う保育料を減免)

・ 生活保護世帯、住民税非課税世帯及び所得割課税世帯

年額 20,000円 (第一子)

37,000円 (第二子)

53,000円 (第三子以降)

(2) 私立幼稚園 (保育料を減免する幼稚園の設置者に助成)

・ 生活保護世帯及び住民税非課税世帯

年額 137,700円 (第一子)

189,000円 (第二子)

222,000円 (第三子以降)

・ 住民税所得割非課税世帯

年額 104,500円 (第一子)

157,000円 (第二子)

209,000円 (第三子以降)

・ 住民税所得割課税世帯8,000円以下世帯

年額 80,400円 (第一子)

141,000円 (第二子)

260,000円 (第三子以降)

・ 住民税所得割課税802,100円以下世帯

年額 56,500円 (第一子)

124,000円 (第二子)

180,000円 (第三子以降)

専 団

国の標準に基づき市費であり、運用面で各市町村に大きな差異はない。

調整方針

- ① (○) 現行どおり町市に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に繰り越す。
- ③ () () の例により、平成()年度までに繰り越す。
- ④ () () (合併時・翌年度)に繰り越す。
- ⑤ () () (合併後、平成()年度までに繰り越す。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に繰り越す。
- ⑦ () (合併後、平成()年度までに繰り越す。
- ⑧ () () その他()

具体的調整内容

現行どおり町市に引き継ぐ。

事務事業調整案

ページ	1 / 1					
コード	V-1-30	事業 扶養	22 0	すくすく子育て支援事業	事務事業名	学校教育
各自治体の状況						
<p>○すくすく子育て支援員補助事業の概要（県補助事業であり、事業内容は各市町村共通。） 【事業の目的】 出生率の向上、母が安心して子育てを営み育てることのできる環境づくり及び幼稚園の整備を促進する。 【概要】 当該市町村に住居を有し、扶養義務者が現に扶養している子がある人以上いる世帯において、幼稚園に在園している当該世帯の人員以降の園児の就園を支援する。</p>	<p>【交付基準】 <公立幼稚園> ①生活保護世帯・住民税非課税世帯・住民税所得割102,100円以下の世帯 保育料全額を減免 ②上記以外の世帯 保育料の2分の1を減免 <公立幼稚園> ①生活保護世帯・住民税非課税世帯・住民税所得割非課税世帯 保育料全額から扶養奨励費を差し引いた額を減免 ②住民税所得割102,100円以下の世帯 保育料全額を減免 ③上記①②以外の世帯 保育料の2分の1を減免 <私立幼稚園> ①生活保護世帯・住民税非課税世帯 保育料全額から減免奨励費を差し引いた額を減免 ②住民税所得割非課税世帯 保育料全額から減免奨励費を差し引いた額を減免 ③住民税所得割課税額8,800円以下の世帯 保育料全額から減免奨励費を差し引いた額を減免 ④住民税所得割102,100円以下の世帯 保育料全額から減免奨励費を差し引いた額を減免 ⑤上記①②③④以外の世帯 保育料の2分の1を減免</p>	<p>○交代先 国立幼稚園の場合は園児の保護者、私立幼稚園の場合は園児の保護者へ減免額を交付する、位置者へ補助金を交付し、公立幼稚園の場合は園児の保護者へ減免額を交付する。</p>	<p>① [] 県行どおり新市に引き継ぐ。 ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に適合する。 ③ [] () の例により、平成()年度をめぐり、平成()年度をめぐりに適合する。 ④ [] 翌年度に再開する。 ⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに再開する。 ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ [] その他()年度をめぐりに廃止する。</p>	<p>県補助金が平成19年度までで縮小廃止されることとなったため、17年度以降の事業の廃止方について、各市町村で検討中である。</p>	<p>県補助金が平成19年度までで縮小廃止されるため、従来の市町村予算の枠内で、補助金を縮小するなど事業を再編し、合併の翌年度から実施する。</p>	
課 目	調 査 方 針	具 体 的 調 査 内 容				

事務事業調整案

ページ 1/1
専門部会名 学校教育

コード		分 組		事業		数値		取 扱 方 案	
		V-1-8		3		0		既学区域	

自治体の状況

○既学区域について

	弘前市	岩手町	相馬村	合計
小学校	33	3	1	37
中学校	13	2	1	16

*既学区域の詳細については省略。

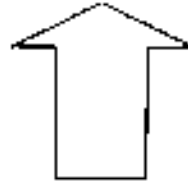
○既学児童生徒について

弘前市と岩手町は、「岩手町・弘前市学齢児童生徒の既学児童生徒の転学事務委託に関する規約」を締結しており、岩手町大字百沢字栗岩
本山の一部区域（弘前市陸生地区に隣接する区域）に居住する児童生徒を、弘前市立陸生小学校及び弘前市立船沢中学校に就
学させることの事務委託（受託）を締結している。
弘前市と岩手町が合併することにより、政策的に当該既学事務委託は終了することとなる。

理 由	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
<p>合例により、弘前市と岩手町の間で解消している既学児童生徒が必然的に終了することとなるため、弘前市大字百沢字栗岩本山の一部区域に居住する児童生徒に 関する既学区域を調整する必要がある。</p>	<p>① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② () () の数により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の数により、平成()年度までとに統合する。 ④ () () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ () () (合併時・平成()年度までとに再編する。 ⑥ () () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () () (合併時・平成()年度までとに廃止する。 ⑧ () () () その他()</p>	<p>既学区域については、現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、合併後、必要に応じて既学区域の見直しを行う。 なお、弘前市と岩手町で締結している既学事務委託が終了するため、岩手町大字百沢字栗岩本山の一部区域（弘前市陸生地区に隣接する区域）を既学小学校区及び船沢中学校区に加える。</p>

通学費助成及びスクールバスの運行について

事業	区分	近前市	京水町	相馬村
通学費助成 (特設バス等を利用する児童生徒への助成)	対象	下記区域に居住する遠距離通学の児童生徒の保護者に交付 ・小沢小学校の一部区域 ・石川小学校の一部区域 ・第二中学校の一部区域	下記の条件に該当する児童生徒の保護者に交付 ・通学距離3km以上の小学生、通学距離4km以上の中学生	なし (村有スクールバスで対応)
	支給割合	小学生：定期券・回数券 夏期、冬期とも全額 中学生：定期券・回数券 夏期半額(要保護、遠距離は全額) 冬期全額	小学生：バス定期券10ヶ月分の額。ただし特定地域の児童は冬期間の3ヶ月分の額 中学生：バス定期券の4ヶ月分の額	なし (村有スクールバスで対応)
スクールバスの運行 (特設バスの利用が困難な児童生徒への対応)	対象	遠距離通学の第二中学校生徒 (片道6km以上)	なし	遠距離通学の相馬小学校児童 (片道4km以上) (中学生は該当なし)
	運行形態	通学バス運行委託契約(車両を含む運行に関するすべての業務を委託)	なし	村有スクールバス 通学費委託



新市(調整方針)

下記の点を踏まえ、平成20年度をめぐりに再編する。

- ・児童要件については、国の通学距離通学基準により、片道小学校4km以上、中学校6km以上とする。
- ・通学費助成の内容については、は、特設バス定期券等の必要を勘案して調整する。
- ・相馬村のスクールバスについては、現有車両の稼働率を以ては、運行委託方式に切り替える。

専務事業調査案

ページ	1/1
専門的会名	学校教育

分野	事業	校数	専務事業名
V-1-8	8	0	孤保護・学費保護児童生徒の就学援助
各自治体の現況			

○事業の目的
児童・生徒が、家庭の経済的理由によって就学困難と認められる場合に、学費必要経費の一部を補助し、専修教育の円滑化を図り、就学環境を支援する。

○就学援助の概況（平成16年12月末現在）

	弘前市	岩手町	田舎田	合計（人）
小学生	1,611	75	18	1,705
中学生	845	39	8	892
合計	2,456	114	27	2,597
支給回数	2			
支給時期	5・10月	1学期末	1学期末	
支給額	国の補助基準に同じ	国の補助基準に同じ（ただし給食費は給食費・給食費は基準の各別）	国の補助基準に同じ	
適中認定支給方法	支給時期を過ぎた場合は給食費だけ	半用品費毎月割	半用品費毎月割	
支給方法	一人一口俵	半校長	半校長	

※弘前市は平成17年度から半用品費毎月割り支給

国	道	調整方針	具体的調整内容
<p>就学援助費の支給回数、支給時期及び方法が異なっている。</p> <p>弘前市及び岩手町では国の補助基準により支給しているが、岩手町では一部を日割補助としている。</p>	<p>① 〇</p> <p>② 〇</p> <p>③ 〇</p> <p>④ 〇</p> <p>⑤ 〇</p> <p>⑥ 〇</p> <p>⑦ 〇</p> <p>⑧ 〇</p>	<p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p> <p>〇 〇</p>	<p>弘前市の例により、合併の翌年度に統合する。</p>

事務事業調整案

ページ 1/1

専門部会名 学校数

事務事業名

中学生国際交流事業

各自治体の状況

○各自治体の中学生国際交流事業の概要

交流先	岩手町	岩手町
派遣期間	米國 マーチン市	米國 ミルウォーキー市
参加者の決定	11日間	14日間
参加生人数	道後	高島
保護者負担	18人	16人
16年度決算 込み額	なし	経費の3割
15年度	17,600,000円	0円
16年度	中止	中止
	実施	中止

※神戶市では当該事業を実施していない。

課 題

・各自治体では中学生国際交流事業として実施しているが、岩手町では姉妹都市交流事業として実施している。
また、岩手町では事業を実施していない。
・岩手町と岩手町の事業の交流先、派遣方法及び経費負担内容に差異がある。

調整方針

- ① [] 現行どおり岩手市に引き継ぐ。
- ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ [] () の例により、平成()年度までに統合する。
- ④ [] (合併時・翌年度)に所屬する。
- ⑤ [] 合併後、平成()年度までに再編する。
- ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ [] 合併後、平成()年度までに廃止する。
- ⑧ [] その他(右記のとおり)

具体的調整内容

合併後、岩手市において交流内容について検討する。

事務事業調査案

コード	分類	事業	扶養	事業名	ページ
	V-1-24	1	0	学校給食	1/1
専ら 専ら 専ら 専ら					専門部会名
					学校給食

各自治体の現況

○各市町村の学校給食実施状況（平成16年5月1日現在）

区 分	総合計		方式別集計		未実施		備 考
	校数	対象数	センター方式	各校方式	校数	対象数	
弘前市	小学校	14	5,633				原則実施計 5,633
	中学校	6	2,926			6	2,926
岩手町	小学校	19	4,627				原則実施計 4,740
	中学校	7	2,231			6	2,158
相馬市	小学校	33	10,260				橋野中のみ実施
	中学校	13	5,157			12	5,084
相馬町	小学校	46	15,417				
	中学校	3	742			3	742
岩手町	小学校	2	433				
	中学校	5	1,175			5	1,175
相馬村	小学校	1	264				調査（おこずのみ）給食を実施
	中学校	1	144				
合計	小学校	2	408				
	中学校	37	11,256	33	10,260	4	1,406
合計	小学校	16	5,734			3	577
	中学校	53	17,000	34	10,333	7	1,583

○給食費の状況

区 分	給食費 日額（円）
弘前市	240
岩手町	275
相馬市	240
相馬町	250
相馬村	250
相馬町	279
相馬町	270
相馬町	230
相馬町	250

課 題

弘前市はセンター方式、岩手町及び相馬村は自校方式により学区給食を実施している。
 小学校については弘前市町とも全校で給食を実施しているが、中学校については弘前市のみ実施校がある。
 調査費に特長がある。

調査方針

- ① () 県庁とおり新市に引き継ぐ。
- ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に実施する。
- ③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに実施する。
- ④ [] (合併時・翌年度)に再開する。
- ⑤ [] (合併後、平成()年度をめぐりに再開する。
- ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ [] (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ [] () その他(右記のとおり)

具体的調査内容

- ・合併時は、県庁とおり新市に引き継ぐ。
- ・合併後、新たに学区給食センターを建設し、対象を全中学校へも拡大することともに、自校方式の学区については、段階的にセンター方式へ移行する。
- ・給食費は県庁とおり新市に引き継ぐが、自校方式からセンター方式へ移行する年度については、その時点で調査する。

生涯学習関係事業について（協定項目24-25）

生涯学習関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 図書館の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 学校管理下外親子安全保険への加入助成については、平成18年度に再編する。
- 3 子ども会リーダー育成事業については、平成18年度に再編する。
- 4 ボランティア支援事業については、弘前市の例により、平成18年度に統合する。
- 5 成人式については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調査案

ページ	1/1
専門部会名	生涯学習

事業連員名

コード	分類	事業	枚数
	第1:1	21	0
読書館の管理運営			

各自自治体の現状

○主な内容		弘前市	岩手町	初嵐村
<p>【名称】弘前市立図書館</p> <p>【開館時間】9:30-18:00 (火～金) 9:30-17:00 (土日・祝祭日)</p> <p>【休館日】月曜日、第3水曜日</p> <p>・年末年始 (12/29～1/3)</p> <p>・特別読書期間</p> <p>【職員体制】 職員 6 (うち司書2) 加配職員 1 (うち司書3)</p> <p>【利用方法等】 市内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者</p>	<p>【名称】岩手町立図書館</p> <p>【開館時間】9:00-19:00 (火～金) 9:00-17:00 (土日・祝祭日)</p> <p>【休館日】月曜日</p> <p>・年末年始 (12/29～1/3)</p> <p>・特別読書期間</p> <p>【職員体制】 職員 (兼務) 4 加配職員 1 (司書) 加配職員 1 加配職員 1 パート3</p> <p>【利用方法等】 市内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者</p>	<p>【名称】岩手町立図書館</p> <p>【開館時間】9:00-19:00 (火～金) 9:00-17:00 (土日・祝祭日)</p> <p>【休館日】月曜日</p> <p>・年末年始 (12/29～1/3)</p> <p>・特別読書期間</p> <p>【職員体制】 職員 (兼務) 4 加配職員 1 (司書) 加配職員 1 加配職員 1 パート3</p> <p>【利用方法等】 市内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者</p>	<p>【名称】初嵐町立図書館</p> <p>【開館時間】9:00-16:00</p> <p>【休館日】月曜日、祝祭日</p> <p>・年末年始 (12/29～1/3)</p> <p>【職員体制】 職員 (兼務) 1 職員 1 (兼務)</p> <p>【利用方法等】 市内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者</p>	<p>【名称】初嵐町立図書館</p> <p>【開館時間】9:00-16:00</p> <p>【休館日】月曜日、祝祭日</p> <p>・年末年始 (12/29～1/3)</p> <p>【職員体制】 職員 (兼務) 1 職員 1 (兼務)</p> <p>【利用方法等】 市内在住者、通学・通勤者 ・県内共通利用券持参者</p>

課	課	調査方針	具体的調査内容
<p>開館時間、休館日、開館体系等が異なっている。</p> <p>・貸出冊数、貸出期間等が異なっている。</p> <p>・加写サービスは弘前市と岩手町で実施しているが、種類及び料金が異なっている。</p>	<p>① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [] () の例により、〈合併時・翌年度〉に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [] 〈合併時・翌年度〉に統合する。</p> <p>⑤ [] 合併後、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>⑥ [] 〈合併時・翌年度〉に廃止する。</p> <p>⑦ [] 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ [] その他()</p>	<p>調査については、現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>なお、年度単位の日割日については合併時に統一することとし、その他の管理運営事項については、合併後、必要に応じて見直しを後付する。</p>	

事務事業調整案

ページ	1 / 1
審門助成号	生活福祉

コード	分類	事業	数量	事業名称
	中-1-4	2	1	学校管理下外観子安全保険への加入助成

各自治体の現況

<弘前市>

学校管理下外観子安全保険への加入助成事業を行っている弘前市通公文旦と教団の会に対し、必要な経費を助成している。

<岩手町及び和賀村>

倉見園生徒が、新築県PTA安全互助会を趣して学校管理下外観子安全保険に加入している。
 ・保険料(掛金)1人1,000円は、全額保護者の負担である。

申請実施団体	弘前市通公文旦と教団の会
事業の目的	市内に住所を有する児童生徒の、学校管理下外観における事故補償のため、学校管理下外観子安全保険に加入する保険料の一部を助成する。
事業内容(補助対象)	保険料(掛金)1人1,000円のうち ○一般世帯の児童生徒 200円を補助 ○夏休み・半夏及通世帯の児童生徒 600円を補助
上記団体への補助金交付額(16年度決算見込額)	3,987千円

調製方針

調製方針

全市町村が県PTA安全互助会を通じて学校管理下外観子安全保険に加入しているが、弘前市だけが、市通会PTAの助成事業に対し補助金を交付している。

- ① () 現行どおり弘前に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に継承する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに継承する。
- ④ () 翌年度に再開する。
- ⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再開する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

具体的調整内容

原則として弘前市の例により市通会体に助成を拡大するが、補助内容については、現行予算を勘案して調整する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	生涯学習

コード	分類	事業	検査	事業番号
W-1-4	13	0	子ども会リーダー育成事業	

各自治体の現況

市町村名	実施事業
弘前市	地区子ども会リーダー研修会(小、中、高)、子ども会小学生研修会(小学5年以上、2泊3日、県管年の家)、子ども会中学生研修会(中学生、2泊3日、県管年の家)、子ども会リーダー研修会(中学生、高校生、2泊3日、松木青少年スポーツセンター) 野外活動、創作活動、レクリエーション等

・岩木町は、子ども会の組織がない。
 ・和馬村は、各地区に子ども会があるが、リーダー育成事業は実施していない。

区 域	調 査 方 針	具 体 的 調 査 内 容
子ども会リーダー育成事業は、弘前市のみが実施している。	<p>① () 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ (○) 翌年度に再編する。</p> <p>⑤ () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	<p>再編にあたっては、地域的な青少年少年団体の取り組みを生かしながら、全庁的な取り組みについて検討する。</p>

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	生涯学習

事業種別名	
コード	ボランテニア支援事業
分類	1-5
事業	1
校数	0

君自給体の現況

<弘前市が行っているボランテニア支援事業>
 目的：市民誰もがボランテニア活動に参加しやすく、活動しやすい環境をつくる。
 概要：①弘前市学習情報館に緊急窓口としてのボランテニア支援センターを置く。
 ②相談、コーディネートに関すること。
 ③ボランテニア活動の普及・定着に関すること。
 ④ボランテニア活動の知識及び技術の研究に関すること。
 ⑤ボランテニア団体等のネットワークに関すること。

<岩手町及び相馬町のボランテニア支援事業>
 社会福祉協議会が中心に行っている。

弘前市にも、社会福祉協議会が設置する「ボランテニアセンター」があるが、ボランテニア活動は社会福祉分野に止まらず、その活動分野が広がっていることから総合的に進める必要があることと、及び、これからの生涯学習は、ボランテニア団体をはじめとする民間団体との連携協力が必須なことから、学習情報館に「ボランテニア支援センター」を置いていく。

課題

・弘前市は、生涯学習館が窓口となり総合的に進めている。
 ・岩手町及び相馬村では、社会福祉協議会が中心になっている。
 ・「市民の参画及び運営に関する条例」に「市民校は、ボランテニアの形成のための研修会を開催するなど、社会活動・体験活動に関する学習機会や学習情報の提供に努めるものとする。」と規定している。

調査方針

- ① () 現行どおり現市に引き継ぐ。
- ② (○) 弘前市の例により、翌年度に統合する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ () (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

具体的調査内容

弘前市学習情報館に開設しているボランテニア支援センターの運営者や市民校、社会福祉協議会及び公民館活動との連携を検討する。

専攻事業調整案

コード	分類	事業	経費	事業名称	ページ	1/1
	11-1-24	1	0	成人式	専門部会名	生涯学習

各自治体の状況

	弘前市	岩手町	相模村
対象者	年度内に20歳に到達する者	年度内に20歳に到達する者	年度内に20歳に到達する者
住民登録のない者の数	希望者には案内状を送る	希望者は参加できる	希望者は参加できる
開催時期	成人の日	成人の日	8月14日
参加者(成人)	1,406人	112人	35人
事業概算	市主催「式典」、市主催、実行委員会による「成人の日」の開催	町主催による「式典」及び「秋賀の集い」	町主催による「式典」及び「記念感謝会」、実行委員会による「秋賀会」
16年度決算見込額	2,634千円	372千円	451千円

課 題	調査方針	具体的調整内容
・市町村によって開催時期が異なる。	<p>① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ [] () の例により、平成()年度までの日に統合する。</p> <p>④ [] (合併時・翌年度)に新編する。</p> <p>⑤ [] (合併時・翌年度)に新編する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>⑦ [] (合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>⑧ [] (合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>⑨ [] (合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>⑩ [] (合併時・翌年度)に統合する。</p>	<p>合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、実施方法等については、平成20年度をめどに再調する。</p>

生涯スポーツ関係事業について（協定項目24-26）

生涯スポーツ関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 体育施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 スポーツイベントへの助成については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 3 市町村体育祭については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 4 運動部活動指導者の派遣事業については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 5 県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩木・相馬市町村合併協議会会長 金 澤 隆

体育施設の管理運営について

(1) 一般体育施設の現況

施設名	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
市民体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○競技場(1時間、7時～21時)で入場料ない場合) <ul style="list-style-type: none"> ・専用 一般 1,080円 ・高校生以下 760円 ・共用 一般 62円 ・高校生以下 32円 	<ul style="list-style-type: none"> ○設備使用料(1時間) <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備(金灯) 1,460円 ・床反設備 2,300円 ○他に体育用具等あり 	<p><有料施設共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市、教育委員会が主催する体育活動は全額免除 ○市内小中学校の体育活動は全額免除 ○市内小中学校体育団体の体育活動は半額免除 ○体育施設を共用で使用する場合、次に掲げる場合は無料。 <ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の市民 ・各種障害者手帳を受けている市民 ・市内の各種障害者施設等に入所又は通所している者 ・市内の小中学生(市外に通学する市民を含む) ・市内の大学又は高校に在籍する外国人留学生(市外に通学する市民を含む) ・上記のうち、介護者が必要な場合は介護者を含む 	9時～21時	年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・出場の貸出費及び管理運営は市体協に委託
賀森記念体育館	<ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料(1時間) <ul style="list-style-type: none"> ・専用 武蔵場、競技場 <ul style="list-style-type: none"> 一般 810円 高校生以下 690円 一般 650円 高校生以下 430円 一般 60円 高校生以下 30円 一般 210円 高校生以下 110円 ・共用 トーナメント <ul style="list-style-type: none"> 一般 410円 高校生以下 570円 ○他に運動用具等あり 	<ul style="list-style-type: none"> ○設備使用料(1時間) <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備(金灯) 410円 ・照明設備 570円 ○他に運動用具等あり 		9時～21時	水曜日 年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・履修団体の貸出費及び管理運営は市体協に委託
河西体育センター	<ul style="list-style-type: none"> ○施設使用料(1時間) <ul style="list-style-type: none"> ・専用 710円 <ul style="list-style-type: none"> 一般 810円 高校生以下 690円 710円 210円 60円 30円 320円 210円 110円 ・共用 多目的広場 <ul style="list-style-type: none"> 710円、多目的広場 一般 高校生以下 一般 ア-1(1回2時間) 一般 高校生 一般 小学4年生～中学生 110円 ○体育室(18時間) <ul style="list-style-type: none"> ・専用 一般 810円 児童生徒 590円 一般 60円 児童生徒 30円 9時～12時 240円 12時～17時 400円 17時～21時 320円 9時～21時 590円 9時～12時 940円 12時～17時 1,400円 17時～21時 1,120円 9時～21時 3,360円 ○合宿室 ○調理実習室 	<ul style="list-style-type: none"> ○設備使用料(1時間) <ul style="list-style-type: none"> ・電気設備(金灯) 410円 ・照明設備 570円 ○他に運動用具等あり ○運動用具の貸出使用料等あり 		9時～18時 (多目的広場、ア-1、ア-2) 9時～21時 (ア-1、ア-2)	年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営は市体協に委託
新和地区体育文化交流センター	<ul style="list-style-type: none"> ○合宿室 ○調理実習室 			9時～21時	年末年始	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営は新和地区町会連合会に委託

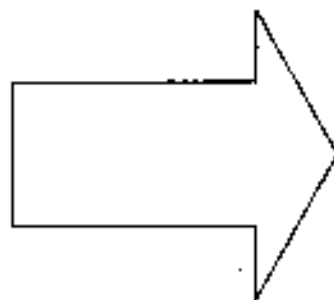
施設名	使用料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休館日	備考
掘野地区体育文化交流センター	<p>○体育室(1時間)</p> <p>専用 一般 児童生徒 310円 共用 一般 児童生徒 690円 児童生児 50円 児童生児 30円 9時~12時 420円 12時~17時 700円 17時~21時 560円 1,680円 5時~12時 630円 12時~17時 1,050円 17時~21時 840円 9時~21時 2,520円</p> <p>○和室</p> <p>○調理実習室</p>	○運動用具の貸出使用料等あり	<p><有料施設共通></p> <ul style="list-style-type: none"> ○市、教育委員会が主催する体育活動は全額免除 ○市内の中学校の体育教科書は全額免除 ○市内の小学校の体育用具の体育活動は半額免除 ○体育施設を共用で使用する場合は、次に掲げる者は無料、50歳以上の市民、各種障害者手帳を保持している市民、市内の各種障害者施設等に入所又は通所している者 ○市内の小中学生(市外に通学する市民を含む) ○市内の大学又は高校に在籍する外国人留学生(市外に通学する市民を含む) ○上記のうち、介護者が必要な場合は介護者を含む 	9時~21時	年末年始	市が直営
湯水プール石川	<p>○温水プール(1回2時間)</p> <p>一般 320円 高校生 210円 小学4年生~中学生 110円 一般 50円 高校生 30円 小学4年生~中学生 290円 190円</p> <p>○多目的広場</p> <p>○研修室</p> <p>○会議室</p>	○放送器具等の附属器具あり		9時~18時30分	年末年始 5~9月のみ特設	管理運営は市体協に委託
市第2、第3プール	<p>○施設使用料(1回2時間)</p> <p>一般 270円 高校生 140円 小学4年生~中学生 50円</p>	なし		9時30分~17時30分	6~9月のみ営業	
市第1プール	<p>○施設使用料(1回)</p> <p>一般 320円 高校生 210円 小学4年生~中学生 110円</p>	なし		9時~21時	3月中旬~12月中旬 月曜日 年末年始	管理運営は東目屋入牛一倶楽部に委託
大東目屋入牛一倶楽部	<p>○ロッケット用材料</p> <p>共用 1回50円 半日550円 全日870円</p>	なし		6時~18時 (河川敷運動場)	年末年始 (弓道場)	弓道場は市民体育館、鷹揚園球場は記念体育館で、千年庭球場、小沢運動広場、河川敷運動場、小沢運動広場、河川敷運動場
鷹揚園庭球場	<p>○鷹揚園庭球場(1回1時間)</p> <p>160円 210円 90円 60円 30円</p> <p>○千年庭球場(1回1時間)</p> <p>160円 60円 30円</p> <p>○弓道場(1時間)</p> <p>共用 150円 910円</p>	<p>○千年庭球場</p> <p>・照明設備(1面1時間)</p> <p>○小沢運動広場</p> <p>・照明設備(1時間)</p>	同上	8時~21時 (鷹揚園庭球場、千年庭球場、弓道場、小沢運動広場)		管理運営は市体協に委託
その他施設	<p>○河川敷運動場</p> <p>新料</p>					

使 用 料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休 日	備 考
<p>【岩木山総合公園有料施設】</p> <p>○野球場 ・入場料を徴収しない場合 (1時間) 町外 1,600円</p> <p>○多目的グラウンド ・入場料を徴収しない場合 (1時間) 町内 2,000円 町外 4,000円</p> <p>○体育館 (1時間) ・貸切・7777・入場料徴収なし 町内 900円 町外 1,200円 ・個人使用7777 児童・生徒 30円 一般 50円 ○会議室・7777 (1時間) 1,000円 ○ホール (1日) 200円 ○テニスコート (1面1時間) 入場料を徴収しない場合 平日 町内 300円 町外 500円 平日外 町内 500円 町外 800円</p> <p>運動公園を設置していない</p>	<p>○附属設備、遊具設備、説明設備及び運動用具の使用料あり</p>	<p>町、教育委員会が主催する行事等は全額免除</p> <p>町内小中学校の体育教師は全額免除</p> <p>町内保育所の保育教師は全額免除</p> <p>町体育協及び加盟団体が体育活動に使用する場合は半額免除</p> <p>町文化協会及び加盟団体が文化活動に使用する場合は半額免除</p> <p>学校教団体の体育活動及び文化活動は半額免除</p> <p>町長が特に必要と認められた場合は全部又は一部免除</p>	<p>9時～21時30分</p>	<p>火曜日 年末年始</p>	<p>・施設内管理運営の責任をすべて町が行っている ・町が直営</p>

(3) 海洋センターの現況

使 用 料	附属設備使用料	使用料の減免	使用時間	休 日	備 考																																			
<p>【弘前市066海洋センター】</p> <p>○施設使用料 (1時間) 専用</p> <table border="1"> <tr> <td>競技場</td> <td>一般</td> <td>810円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>一般</td> <td>810円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>690円</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>一般</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>一般</td> <td>110円</td> </tr> <tr> <td>競技場</td> <td>一般</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>武道場</td> <td>一般</td> <td>50円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>30円</td> </tr> <tr> <td>芝生広場</td> <td>一般</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>高校生以下</td> <td>30円</td> </tr> </table> <p>○附属設備等使用料 (1時間) ・競技場及び武道場 410円 ・遊具設備 全灯 570円 ・遊具設備 570円 ○その他、運動用具使用料あり</p>	競技場	一般	810円		高校生以下	690円	武道場	一般	810円		高校生以下	690円	芝生広場	一般	150円	会議室	一般	110円	競技場	一般	60円		高校生以下	30円	武道場	一般	50円		高校生以下	30円	芝生広場	一般	60円		高校生以下	30円	<p>○市が主催する体育活動は全額免除</p> <p>○市内小中学校の体育教師使用は全額免除</p> <p>○市内小中学校体育団体の体育活動は半額免除</p> <p>○町、地方公共団体の防災上使用は全額免除</p> <p>○空上競技場、芝生広場、ホール、会議室を共用で使用する場合は、次に掲げる者は無料。 ・満6歳以上の市民 ・各種障害者手帳を受けている市民 ・市内の各種障害者施設等に入所又は通所している者 ・市内の小中学生 (市外に通学する市民を含む) ・市内の大学又は高校に在籍する外国人留学生 (市外に通学する市民を含む) ・上記のうち、介助者が必要の場合 介助者を含む</p>	<p>9時～21時</p>	<p>火曜日 年末年始</p>	<p>・市が直営 ・(窓口業務は市体育協に委託)</p>
競技場	一般	810円																																						
	高校生以下	690円																																						
武道場	一般	810円																																						
	高校生以下	690円																																						
芝生広場	一般	150円																																						
会議室	一般	110円																																						
競技場	一般	60円																																						
	高校生以下	30円																																						
武道場	一般	50円																																						
	高校生以下	30円																																						
芝生広場	一般	60円																																						
	高校生以下	30円																																						

備 考	休 日	使 用 時 間	使 用 料 の 減 免	附 属 設 備 使 用 料	使 用 料
町が直営 (窓口業務は町 体協に委託)	水曜日(祝祭日 に当たるときは 翌日) 年末年始	9時～21時30分	○町、教育委員会の主催行事等は全 額免除 ○町内保育所、小中学校の体育教科 等は全額免除 ○町内の体育的団体、文化的団体、 可台活動は半額免除 ○教育費が特に必要と認めたと きは、使用料の一部又は一部を免除 することができる。	○遊具設置、放送器具等の設置。 設置使用料あり	【空木町B26(海浜ビル)】 ○個人使用(午前・午後・夜間の区分ごと) ・保育室 一般 200円 児童生徒 100円 ・ホール・プール 一般 100円 児童生徒 50円 ・プール 一般 100円 児童生徒 50円 ○貸切使用(1時間当たりの全館使用の額、半額は 1/2) ・体育館 日中300円 夜間1,300円 全日900円 ・ホール・プール 日中450円 夜間300円 全日450円 ・プール(1コース) 日中300円 夜間330円 全日300円 ・多目的広場(台所) 全日300円
相馬町 郷土センターを設置していない					



備 考	調 整 方 針	具 体 的 調 整 内 容
<ul style="list-style-type: none"> 体育施設については、各市町村において、設置している座席の種類や、管理運営の内容が異なっている。 同種の施設において、使用料及び減免基準が異なっている。 	<p>①〔○〕 現行どおり新着に引き延ばす。</p> <p>②〔 〕 () の割により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③〔 〕 () の割により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④〔 〕 () の割により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>⑤〔 〕 () の割により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>⑥〔 〕 () の割により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>⑦〔 〕 () の割により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>⑧〔 〕 () の割により、平成()年度をめぐりに統合する。</p>	<p>体育施設の管理運営については、現行どおり新着に引き延ばすが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について総合的に検討する。</p> <p>なお、使用料について、使用者の住所地により区分されているものについて、は、町非の内外区分により適用する。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	生涯スポーツ

分類	事業	抜身	事業番号
14-1	2	0	スポーツイベントへの助成

各自団体の取組

○各市町村が助成している主なスポーツイベントの内容（事業経費率は平成16年度決算見込額）

イベント名称	開催時期	事業内容（種目）	事業主体	事業経費	補助金額
津軽路ロマン国際スリデーマーチ	10月	ウォーキング	実行委員会	21,217	2,300
弘前白神アップルマラソン大会	9-10月	マラソン	開催委員会	30,439	7,000
全国選抜高校生相模原大会	8月	相撲	相撲連盟	5,470	1,200
全国選抜高等学校相模原大会	2月上旬	相撲	大会委員会	4,000	1,200
津軽路ロマン国際スリデーマーチ	10月	ウォーキング	実行委員会	21,217	800
岩木山スキーマラソン大会	3月	クロスカントリー	組織委員会	15,900	7,728 (うち負担金4,000)
津軽路ロマン国際スリデーマーチ	10月	ウォーキング	実行委員会	21,217	100
星の国マラソン大会	4月	マラソン	実行委員会	1,000	1,000

取組	取組方針	具体的問題内容
各市町村によって、開催団体及び助成内容が異なっている。	<p>① [○] 実行どおり新市に引き継ぐ。</p> <p>② [] () の明により、(合併時・翌年度) に統合する。</p> <p>③ [] () の明により、平成()年度をめぐりに統合する。</p> <p>④ [] (合併時・翌年度) に再編する。</p> <p>⑤ [] (合併時・平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ [] (合併時・翌年度) に統合する。</p> <p>⑦ [] (合併時・平成()年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑧ [] (合併時・平成()年度をめぐりに再編する、その他()</p>	<p>スポーツイベントへの助成については取行どおり新市に引き継ぐが、関係団体からの助成の申請があった場合は、事業内容を精査し、必要に応じて助成する。</p>

事務事業調整案

ページ 1/1
 専門部会名 美丹スポーツ

コード	分類	事業	数量	事業名称
W-1-15	1	0	1	市町村体育費

各自治体の現況

○市町村の体育関係の内容(事業費等は平成16年度決算見込額)

市町村	事業名	開催時期	実施種目	主催者	事業費	補助金額
弘前市	弘前市民総合体育大会	適年	陸上(遠征会)、柔道、野球、バレーボール、バドミントン、乒乓球、水泳、スキー等20種目	弘前市体育協会	2,300	2,330
岩手町	町民レクリエーション夏季大会	6月第1日曜日	各種レクリエーション	岩手町	571	なし
相馬市	町民体育大会	適年	野球、ソフトボール、ゲートボール、卓球、バレーボール、バドミントン、バスケットボール	岩手町体育協会	739	(委託費) 739
相馬村	相馬村民体育祭	6月第1日曜日	競技、レクリエーション等11種目	相馬村	1,024	なし

取組

各市町村で実施している事業の内容、主催者等に差異がある。

- ① [] 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ [] () の例により、平成()年度までに統合する。
- ④ [] (合併時・翌年度)に再開する。
- ⑤ [○] 合併後、平成(20)年度までに再開する。
- ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ [] 合併後、平成()年度までに廃止する。
- ⑧ [] その他()

調整方針

合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、主催、開催内容等を調整し、平成20年度を境に再開する。

具体的調整内容

事務事業調整案

コード	分類	事業	数量	事業事業名	ページ	1/1
	W-1-18	1	0	運動部活動指導者の派遣事業	専門部会名	生涯スポーツ

各自自治体の現況

○各市町村が実施している派遣者派遣事業（事業費は平成16年度決算見込額）

事業名称	事業内容	派遣条件	事業費
弘前市 スポーツアシスタント事業	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の運動部活動における外部指導者を派遣する。 小学校においては当該校が定める運動部活動を、中学校において青森県中学校体育連盟に定める種目とする。 当該派遣員は、県のアスリートエキスパート活用事業を包含して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 派遣する派遣者は各1人。 1運動部につき、年間30回を限度とし、1回の派遣時間は2時間程度とする。 報酬 1回 2,500円 	2,040 (うち県補助925)
岩手町 スポーツ指導員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の運動部活動における外部指導者（スポーツ指導員）を派遣する。 小学校においては校長が認める運動部活動を、中学校において青森県中学校体育連盟に定める種目とする。 当該派遣員は、県のアスリートエキスパート活用事業を包含して実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 1週間に3回又は9時間以上の指導 報酬 月額 7,000円 	1,315 (うち県補助420)

※岩手町においては、当該事業を実施していない。

課	課 内 容	調整方針	具体的調整内容
生涯スポーツ課	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校運動部活動に対する指導者派遣事業は、弘前市と岩手町で実施しているが、増員には実施しない。 弘前市と岩手町で、実施内容に差異がある。 県の補助事業であるスポーツエキスパート事業は、平成16年度で終了の予定である。 	<p>① () 現行どおり現行に引き継ぐ。</p> <p>② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。</p> <p>③ () () の例により、平成()年度まで2回に統合する。</p> <p>④ () () (合併時・翌年度)に削減する。</p> <p>⑤ () () (合併後、平成(20)年度まで2回に削減する。</p> <p>⑥ () () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () () (合併後、平成()年度まで2回に削減する。</p> <p>⑧ () () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑨ () () (合併後、平成()年度まで2回に削減する。</p>	<p>合併時は現行どおり現行に引き継ぐが、当該事業を新市の全域において同じ水準で実施できるよう、平成20年度まで2回に削減する。</p>

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	生涯スポーツ

コード	分類	事業	核数	事業課名
	4-1-30	25	0	県大会以上の各種スポーツ大会出場者への助成

各自治体の現況

○スポーツ大会（県大会以上）出場者に係る各市町村の助成基準

	小学生		中学生		補助利率経費	補助金額 (平成16年度決算見込)	高学年・一般
	小中学生	中体連主催	その他	その他			
弘前市	<ul style="list-style-type: none"> 県大会、全国大会が対象 1人10,000円が上限 団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円が上限 	<ul style="list-style-type: none"> 県大会、東北大会、全国大会については全額助成 	<ul style="list-style-type: none"> 東北大会、全国大会が対象 1人10,000円が上限 団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円が上限 	<ul style="list-style-type: none"> 交通費 宿泊費 	5,380	高学年・一般	
岩手県	<ul style="list-style-type: none"> 県大会は70%助成 東北大会は75%助成 全国大会は85%助成 	<ul style="list-style-type: none"> 県大会は70%助成 東北大会は75%助成 全国大会は85%助成 	<ul style="list-style-type: none"> 県大会は70%助成 東北大会は75%助成 全国大会は85%助成 (予選を越えない場合は、それぞれ40%、60%、75%とする) 	<ul style="list-style-type: none"> 交通費 宿泊費 参加料 必要経費 	3,039	臨時対応	
和馬町	<ul style="list-style-type: none"> 県大会、東北大会、全国大会については全額助成 	<ul style="list-style-type: none"> 県大会、東北大会、全国大会については全額助成 	<ul style="list-style-type: none"> 県大会、東北大会、全国大会については全額助成 	<ul style="list-style-type: none"> 交通費 宿泊費 参加料 食費代 	600	臨時対応	

調査方針

小、中学生の各種大会について、補助率や補助対象経費などの助成基準が異なっている。現況表、一誌については、各市町村とも助成基準が定められていない。

- ① [] 現行どおり順市に引き継ぐ。
- ② [] () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ [] () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ [] (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ [○] (合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ [] (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ [] (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ [] (その他)

具体的調整内容

合併時は現行どおり順市に引き継ぐが、助成の額、基準等については早急に検討し、平成20年度をめぐりに再編する。なお、再編にあたっては、文化大会出場者への助成との均衡を図るものとする。

文化振興関係事業について（協定項目24-27）

文化振興関係事業について、次のとおり提案する。

- 1 文化施設の管理運営については、現行どおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化振興事業については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 3 市町村民文化祭については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 4 民俗芸能保存会への助成については、平成20年度をめぐりに再編する。
- 5 県大会以上の各種文化大会出場者への助成については、平成20年度をめぐりに再編する。

平成17年2月13日提出

弘前・岩手・相馬市町村合併協議会会長 金澤 隆

事務事業調査票

ページ 2/2

専門調査名 文化振興

事務事業名

分類 事業 核種

区分 4-1-1

コード

文化施設の管理運営

1及び2

各自治体の現況

題 題

調査方針

具体的な調査内容

弘前市及び青森県では文化施設を設置しているが、相馬市では設置していない。
 ・各施設の使用料、使用時間、団体等に差異がある。
 ・弘前市民会館、弘前文化会館、弘前市長ホールについては、平成17年度に使用料、使用時間等の改正を検討している。

- ① (○) 現行どおり新年度に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ () () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑥ () () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑧ () () その他()

文化施設の管理運営については、現行どおり新年度に引き継ぐが、合併後、使用料を含めた施設運営のあり方について総合的に検討する。
 なお、使用料について、使用者の住所地により区分されているものについては、新市の内外区分により適用する。

事務事業調整案

ページ	1 / 1
専門部会名	文化振興

コード	分類	事業	扶費	事業事業名
	W-1-1	3	0	文化振興事業

各自治体の現況

事業名称	事業概要	主催(主臂)	その他(補助金等)
児童劇制作班	市内小学校児童に優れた舞台芸術鑑賞の機会を提供する。 各級の希望により送迎バスを配車する。	弘前市民会館	
音楽鑑賞事業	市民に優れた音楽鑑賞の機会を提供し、芸術文化に因する環境向上を図る。 一般市民を対象とし、クラシック音楽等の公演を行う。	弘前市民会館	なし
舞台芸術鑑賞事業	市民に多様な舞台芸術鑑賞の機会を提供し、地域の舞台芸術及び芸術文化の向上を図る。 一般市民を対象とし、舞踏及び演劇等の公演を行う。	弘前市民会館	
新進型自主文化事業 「トリアー・イブニング・プロジェクト」	将来、演劇家を目指す人材育成を目的とした「トリアー」と、地域に愛護者に各系の楽しみを味わってもらうための「イブニング」を開催する。 地域文化振興団のメンバーが演劇指導するとともに、同演団と合奏する機会を設ける。	弘前文化会館	
絵画文化事業	市内小学生・中学生に対して優れた芸術鑑賞(児童演劇)の機会を提供する。 また、一般市民を対象とし、文化講演会を開催する。	実行委員会	左記実行委員会に対して補助金を交付 (15年度補助決算見込400万円)

※相馬村については、該当する事業がない。

課題	対策方針	具体的対策内容
弘前市と相馬町は事業を共同しているが、相馬村には該当する事業がない。 弘前市は市議会が自主事業として実施しているが、相馬町では実行委員会への補助事業として実施しており、形態が異なっている。	① () 現行どおり新市に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の例により、平成()年度まで統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ (○) 合併後、平成()年度まで統合する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑦ () 合併後、平成()年度まで統合する。 ⑧ () その他()	合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、事業内容等については、平成20年度まで統合する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	文化振興

コード	分 期	事業 回数	専 務 課 長 名
	第1-11	2 2	市町村民文化祭

告白地区の状況

名称	文化祭の概要	実施時期	主催者等	事業費及び補助金
弘前市市民文化祭	市民文化祭は、市民が主体的に芸術文化活動に取り組み積極的参加及び本市の文化活動の発展力となるものであり、文化の振興に寄与するものである。弘前市民会館、弘前文化センター等を会場として、交響楽、吹奏楽、合唱、演劇、郷土芸能、茶道、華道、絵画等の公演・展示が行われる。	7月～12月	弘前市、弘前市教育委員会、弘前市社会教育協議会に交付)	事業費：7,828千円 補助金：6,028千円 (弘前市社会教育協議会に交付)
岩木町民祭	町民の融合感として開催されている。岩木町文化協会、岩木町商工会、農業協同組合及び町が構成員となり、芸術祭、展示物品展示、町民の学習成果の発表を中心として開催している。	11月から12月の土日の2日間	岩木町文化協会、岩木町商工会、農業協同組合、町で実行委員会を組織	事業費：2,452千円 補助金：2,100千円 (実行委員会に交付)
相馬町民文化と収穫祭	一入ひとりの心のゆとりから芸術・文化に親しみ、未来を担う子どもと若者に夢と活力と自己意識を持たせ、参加する喜びを分かち、さらに、村民が真文化の大切さを感じることを目的とする。絵画、民具展示、写真、書写の展示とともに、芸能発表、発表発表、文化発表等も行っている。	11月第4日曜日を中心にして、土日の2日間	文化と芸術祭実行委員会	事業費：811千円 補助金：811千円 (実行委員会に交付)

(金額は平成16年度決算見込み)

要 点	取 扱 方 針	具体的調整内容
土曜、助成方減、開催内容などが市町村によって異なっている。	① () 実行どおり断市に引き継ぐ。 ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。 ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。 ④ () (合併時・翌年度)に再編する。 ⑤ (○) 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。 ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。 ⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。 ⑧ () その他()	合併時は実行どおり断市に引き継ぐが、主催、開催内容等を調整し、平成20年度をめぐりに再編する。

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	文化振興

コード	分類	事業	枝番	平 務 事 業 名
W-1-12	9	0		民俗芸能保存会への助成

青 自 治 体 の 現 況

保存会名	補助金額	補助金合計額
弘前市弘前市民俗芸能保存会	150,000	150,000
石木町五代獅子舞保存会	獅子舞：117,000 囃子組：45,000	324,000
相馬町黒滝獅子舞保存会	各 40,000	160,000

(単位：円)

課 題 區	調 査 方 針	具 体 的 調 査 内 容
市町村で補助金の交付標準が異なっている。	<p>① () 現行どおり断りに引き延く。</p> <p>② () () の別により、(合併時・翌年度)に真合する。</p> <p>③ () () の別により、平成()年度をめぐりに真合する。</p> <p>④ () (合併時・翌年度)に再編する。</p> <p>⑤ (〇) 合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。</p> <p>⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。</p> <p>⑦ () 合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。</p> <p>⑧ () その他()</p>	<p>合併時には現行どおり断りに引き延くが、助成制度のあり方などについて、平成20年度をめぐりに再編する。</p>

県大会以上の各種文化大会出場者への助成

各自治体の状況

○文化大会（県大会以上）出場者に係る各市町村の助成基準

(単位：千円)

小学生	中学生	補助対象経費	補助金額(平成15年度決算見込分)	高校生・一職
<p>県大会、全国大会が対象 ・1人10,000円が上限 ・団体の場合 10～19人は130,000円 20～29人は230,000円 30人以上は300,000円上限</p>	<p>県大会を経ない場合 ・県大会を経ない場合 ・東北大会、全国大会が対象 ・1人10,000円が上限 ・団体の場合 10～19人は100,000円 20～29人は200,000円 30人以上は300,000円上限</p>	<p>県大会を経ない場合 ・交通費 ・宿泊費 ・楽器等運送料</p>	1,698	<p>県大会を経ない場合 ・交通費 ・宿泊費 ・参加料 ・必要経費</p>
<p>県大会、東北大会、全国大会については全額助成 (交通手段としては、基本的にスクーターバスを使用)</p>	<p>県大会、東北大会、全国大会については全額助成 (交通手段としては、基本的にスクーターバスを使用)</p>	<p>県大会、東北大会、全国大会については全額助成 (交通手段としては、基本的にスクーターバスを使用)</p>	実額なし	<p>県大会を経る大会 県大会40%、東北大会50%、全国大会70% 道県を経ない大会 県大会25%、東北大会40%、全国大会60%</p>
<p>県大会、東北大会、全国大会については全額助成 (交通手段としては、基本的にスクーターバスを使用)</p>	<p>県大会、東北大会、全国大会については全額助成 (交通手段としては、基本的にスクーターバスを使用)</p>	<p>県大会、東北大会、全国大会については全額助成 (交通手段としては、基本的にスクーターバスを使用)</p>	実額なし	<p>規定なし</p>

詳細

調査方針

具体的調整内容

小、中学生の各種大会について、補助率や補助対象経費などの助成基準が異なっている。

- ① () 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・翌年度)に統合する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () (合併時・翌年度)に再編する。
- ⑤ () (合併後、平成(20)年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () (合併時・翌年度)に廃止する。
- ⑦ () (合併後、平成()年度をめぐりに廃止する。
- ⑧ () その他()

合併時は現行どおり新市に引き継ぐが、助成の範囲、基準等について早期に検討し、平成20年度をめぐりに再編する。
なお、消極的にあたっては、スポーツ大会出場者への助成との均衡を図るものとする。

その他の事業について（協定項目24-28）

その他の事業について、次のとおり提案する。

公職選挙法に規定する投票区については、現行どおり新市に引き継ぐ。

平成17年2月13日提出

弘前・岩手・柞馬市町村合併協議会会長 金 函 隆

事務事業調整案

ページ	1/1
専門部会名	選挙

コード	分	区	事業	核研	事務事業名
	D-1-30	7	1		投票区の設定改廃に関すること

各自治体の現況

○公同選挙法に規定する投票区の現況

区	分	弘前市	岩木町	相馬村	合計
投票区		73	19	7	99

○平成16年12月2日現在選挙人名簿総数

区	分	弘前市	岩木町	相馬村	合計
登録者		141,727	10,266	3,181	155,174

課題

現行は99箇所である。投票区の設置基準は3キロメートル、総務省通達では、投票区の設置基準は3.000人が基本となっており検討を要する。

調査方針

- ① (○) 現行どおり新市に引き継ぐ。
- ② () () の例により、(合併時・選挙区)に統合する。
- ③ () () の例により、平成()年度をめぐりに統合する。
- ④ () () 合併時に再編する。
- ⑤ () () 合併後、平成()年度をめぐりに再編する。
- ⑥ () () (合併時・選挙区)に原状とする。
- ⑦ () () 合併後、平成()年度をめぐりに原状とする。
- ⑧ () () その他()

具体的課題内容

公同選挙法に規定する投票区については、合併時は現行どおり新市に引き継ぐ。ただし、総務省通達・学区・地域性等を考慮し、必要に応じて検討する。